

県出資団体等調査特別委員会  
調査結果報告書

平成18年9月27日

茨城県議会

平成18年9月27日

茨城県議会議長 山口武平 殿

県出資団体等調査特別委員会  
委員長 海野 透

県出資団体等調査特別委員会調査結果報告書

平成17年第2回定例会において本委員会に付託された「出資団体等に係る諸問題を踏まえた今後のあり方の調査」について、調査の結果を次のとおり報告する。

	目	次	頁
第1	委員会設置の目的, 調査方針及び調査経過	.....	1
1	委員会設置の目的	.....	1
2	調査方針	.....	1
3	調査経過	.....	2
第2	出資団体等をめぐる現状と課題	.....	4
1	出資団体等の現状	.....	4
2	出資団体等に係る課題	.....	8
3	精査団体に係る現状と課題	.....	9
第3	特別会計・企業会計をめぐる現状と課題	.....	12
1	特別会計・企業会計の現状	.....	12
2	特別会計・企業会計に係る課題	.....	13
3	精査会計に係る現状と課題	.....	13
第4	改革の方向	.....	16
1	出資団体等改革に係る基本的認識	.....	16
2	精査団体に係る改革の方向	.....	18
3	精査団体以外の団体に係る改革の方向	.....	22
4	精査会計に係る改革の方向	.....	25
第5	今後の対応	.....	27
	おわりに	.....	28
 (資料)			
1	調査にあたった委員	.....	29
2	活動経過	.....	30
3	第1次中間報告(緊急に対応されたい事項)	.....	32
4	第2次中間報告に伴う改革工程表	.....	35
 (付録)			
1	県出資団体等一覧	.....	75
2	県出資団体等の業務部門別・設立年度別一覧	.....	77
3	各団体の主な業務一覧	.....	78
4	各団体の役員・職員数等一覧	.....	81
5	各団体の決算・県費措置状況等一覧	.....	83
6	特別会計・企業会計の設置根拠・設置目的等	.....	85
7	特別会計・企業会計の予算規模等	.....	86
8	委員会における意見	.....	87
(1)	委員意見	.....	87
(2)	参考人(有識者)意見	.....	94

## 第1 委員会設置の目的、調査方針及び調査経過

### 1 委員会設置の目的

県の出資団体や人的・財政的な援助法人は、複雑多岐にわたる行政需要に弾力的、効率的に対応すべく設立され、県行政を補完するものとして民間人材や資金、ノウハウなどを活用しながら事業を推進してきた。しかし今日においては社会経済情勢の変化の中で、経営状況の悪化など、多くの問題が顕在化している。

県議会において、これまで2度にわたり設置された調査特別委員会において、経営健全化に向け、施策の提言を行ってきたところであるが、今なお切迫した経営状況にあり、存続のあり方を含め緊急の改善が求められている団体がある。

また、特別会計や企業会計のなかには、多額の借入金や一般会計からの繰入れが恒常化し、県財政の硬直化にいつそうの拍車がかかり、大きな負担となっているものもある。

そこで、県出資団体等や、特別会計・企業会計に係る諸問題を踏まえた今後のあり方について、調査検討を行う。

(※調査にあたった委員：資料1参照)

### 2 調査方針

#### (1) 調査項目

##### ア 県出資団体等

過去2回の調査特別委員会の成果により、出資団体改革の基本的方向性は示されていることから、今回の委員会においては、調査対象団体を、改革に伴って今後の県財政に与える影響の大きい団体に厳選し調査するものとする。

なお、調査団体は、出資団体等60団体の中から、各団体それぞれの現状と課題を踏まえ、以下の観点により抽出するものとする。

また、調査対象は出資団体の一部となるが、類似団体の今後の改革に資する観点も併せて調査するものとする。

#### [調査対象選定方針]

ア 県の出資金額及び補助・委託金等県の財政関与の大きいこと

イ 団体の収支状況から、緊急の改善が必要と考えられること

ウ 事業内容から整理統合等を検討する必要性が認められるか、または将来の県政上、事業等の拡充が必要と考えられる団体であること

エ 改革の観点に係る調査結果を類似団体の参考に資するため、団体の種別（財団法人・社団法人、特殊法人、商法法人）それぞれから選定されるよう配慮する。

#### [調査内容]

① 先の調査特別委員会報告後の取組状況

② 県出資団体等の現状と課題

ア 事業実施状況

イ 経営状況

- ③県出資団体等の今後のあり方
- ④県出資団体等改革に向けた具体的方策

#### イ 特別会計・企業会計

特別会計18会計・企業会計5会計については、今回初めて調査対象とする分野であることから、両会計の設置の趣旨に鑑みての現状の運営の妥当性及び将来展望等の観点を考慮に入れて調査するものとし、その上で、特に県財政に対する影響が大きいと考えられる会計については、抽出して調査を実施するものとする。

##### [調査対象選定方針]

- ア一般会計からの繰入金が多額にのぼる会計
- イ年度末起債残高が多額な会計

##### [調査内容]

- ①特別会計・企業会計の現状と課題
- ②特別会計・企業会計の事業展開の方向
- ③精査会計からの改善策聴取
- ④精査会計のあり方の見直し

#### (2) 調査期間

調査期間は平成18年9月までの概ね14か月とし、平成18年第3回定例会の会期中に調査結果の報告を行うこととした。

#### 3 調査経過

平成17年7月25日の第1回委員会において調査方針を決定して以降、これまで17回の委員会を開催し、調査を行った。(※資料2参照)

第1回委員会で決定した調査方針及び活動計画に基づき、各出資団体等(60団体)及び病院事業会計についての業務・運営等の現状及び課題について、各所管部局からの説明聴取を行った上、精査団体6団体及び精査会計1会計を選定した。

その後、各精査団体等の代表者及び各会計の所管部長等からの説明を求めるとともに、有識者からの意見聴取も行い(※付録8(2)参照)、精査団体並びに精査会計に係る改善方策について、集中的に審議を行った。また、精査6団体の審議経過を踏まえ、精査団体以外の54団体について、包括的な審議を行った。

その経過については、平成17年第4回定例会及び平成18年第1回定例会において中間報告したところである。(※資料3・4参照)

さらに平成18年度には、特別会計・企業会計(23会計)のうち、2会計を精査会計として追加し、現状及び改善方策について審議を行った。

##### [精査団体及び会計]

- ① 財団法人グリーンふるさと振興機構
- ② 財団法人茨城県開発公社
- ③ 鹿島都市開発株式会社

- ④ 株式会社ひたちなか都市開発
- ⑤ 茨城県土地開発公社
- ⑥ 茨城県住宅供給公社
- ⑦ 茨城県病院事業会計
- ⑧ 茨城県競輪事業特別会計
- ⑨ 茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計

## 第2 出資団体等をめぐる現状と課題

### 1 出資団体等の現状

#### (1) 出資団体等の概況

平成17年7月1日現在における県内の出資団体等は、出資または出捐をしている団体53団体及び、財的・人的な支援を継続的に行っている団体（援助法人）7団体の、計60団体である。

その内訳は、財団、社団の民法法人36団体、個別法に基づく特殊法人6団体、社会福祉法に基づく社会福祉法人1団体、商法法人（株式会社）17団体となっている。

また、業務部門別では、農林水産関係が12団体と最も多く、次いで商工関係9団体、教育・文化関係8団体となっている。（※付録1～3参照）

なお、前回の県出資団体等調査特別委員会が調査を行った平成13年度に比し、統廃合により9団体減少している状況である。

#### [団体の設立・県出資年度区分]

設立年度 (または県出資年度)	公益を目的とする法人			営利を目的とする法人	計
	民法法人		特殊法人	商法法人	
	財団法人	社団法人			
昭和35年度以前	2	—	2	1	5
昭和36～45年度	5	—	3	5	13
昭和46～55年度	6	2	1	2	11
昭和56～平成2年度	8	3	1	3	15
平成3～12年度	8	2	—	6	16
平成13年度～	—	—	—	—	—
合計	29	7	7	17	60

#### [業務部門別団体数]

業務部門	公益を目的とする法人			営利を目的とする法人	計
	民法法人		特殊法人	商法法人	
	財団法人	社団法人			
地域・都市開発関係	3	—	1	3	7
住宅・都市サービス関係	1	—	1	—	2
観光・レジャー関係	1	1	—	1	3
農林水産関係	5	3	2	2	12
商工関係	5	—	1	3	9
社会福祉・保健医療関係	2	—	1	—	3
生活衛生関係	1	—	—	—	1
運輸・道路関係	—	—	1	6	7
教育・文化関係	7	—	—	1	8
公害・自然環境保全関係	1	1	—	1	3
その他	3	2	—	—	5
合計	29	7	7	17	60

※ 平成18年3月、1団体が解散し、59団体となった。

## (2) 団体の経営状況

平成16年度決算において、当期損益が黒字の団体は42団体、赤字の団体は18団体あり、累積損益が赤字となっている団体は10団体である。

また、県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例に基づき、平成17年度に行われた経営評価の結果では、概ね良好とされた団体が19団体あるものの、34団体が改善の余地があるとされ、7団体は緊急の改善措置が必要とされている。(※付録5参照)

さらに、一部の出資団体等においては、平成17年度決算から減損会計を導入することとしており、これに先立って行われた保有資産の再評価の結果、茨城県住宅供給公社、茨城県土地開発公社及び(財)茨城県開発公社において、多額の評価損が発生し、住宅供給公社、土地開発公社は債務超過に陥る見込であることが明らかにされたところである。

### [平成16年度決算状況]

決算状況		公益を目的とする法人			営利を目的とする法人	計
		民法法人		特殊法人	商法法人	
		財団法人	社団法人			
当期損益	黒字	20	5	3	14	42
	赤字	9	2	4	3	18
累積損益	黒字	28	7	5	10	50
	赤字	1	—	2	7	10

### [平成17年度経営評価結果]

評価結果	公益を目的とする法人			営利を目的とする法人	計
	民法法人		特殊法人	商法法人	
	財団法人	社団法人			
概ね良好	8	5	2	4	19
改善の余地がある	19	2	3	10	34
緊急の改善が必要	2	—	2	3	7
合計	29	7	7	17	60

※ 緊急の改善措置が必要とされた団体

(財)茨城県開発公社、鹿島都市開発(株)、(株)メディアパークつくば、(株)ひたちなかテクノセンター、(財)茨城県勤労者余暇活用事業団、茨城県土地開発公社、茨城県住宅供給公社

## (3) 県関与の状況等

### ア 人的関与の状況

平成17年7月1日現在の団体の役員総数885人のうち常勤は125人であるが、この中には、県派遣職員8人、元県職員66人が含まれる。また、代表者が知事である団体は



5団体、副知事である団体は12団体となっている。

また、団体の常勤職員は総数で2,400人であり、このうち県派遣職員367人、元県職員18人となっている。(※付録4参照)

なお、平成13年7月1日時点と比較し、常勤役員では、県派遣職員が3人増加しているものの、元県職員は9人減少しており、常勤職員においても、県派遣職員で33人、元県職員で7人、計40人の減少となっている。

[団体の役員数(平成17年7月1日現在)]

区 分		公益を目的とする法人			営利を目的とする法人	計
		民法法人		特殊法人	商法法人	
		財団法人	社団法人			
常勤	県派遣職員	2	1	1	4	8
	元県職員	27	6	14	19	66
	その他	10	—	4	37	51
	小 計	39	7	19	60	125
非常勤	県職員兼職	56	9	18	31	114
	元県職員	5	—	—	1	6
	その他	404	137	40	184	765
	小 計	465	146	58	216	885
合 計		504	153	77	276	1,010

※「常勤欄」の「その他」は、市町村、企業等からの派遣職員など。

[団体の常勤職員数(平成17年7月1日現在)]

区 分		公益を目的とする法人			営利を目的とする法人	計
		民法法人		特殊法人	商法法人	
		財団法人	社団法人			
県派遣職員		288	11	52	16	367
元県職員		13	4	—	1	18
プロパー職員		552	55	455	837	1,899
その他		34	13	7	62	116
合 計		887	83	514	916	2,400

イ 財政的関与の状況

平成16年度末時点における、県の出資団体に対する出資総額は264億9,232万8千円である。また、平成16年度の県費措置状況は、出資金として2団体に3億5,140万7千円、補助金が33団体50億9,271万8千円、委託金が43団体267億9,617万4千円、貸付金が9団体98億5,021万2千円となっている。

さらに、平成16年度末時点で県の損失補償等(損失補償及び債務保証)限度額は、9団体に対し5,001億3,989万円となっている。(※付録5参照)

なお、平成12年度末時点との対比では、出資総額で746万9千円減少している一方、損失補償等限度額は、258億9,022万円増加している。また、平成12年度における出資金、補助金、委託金及び貸付金は、これらの合計額で、364億1,737万4千円減少している。

[出資状況（平成16年度末現在）]

（金額単位：千円）

区分	団体数	出資総額	県出資額	県の出資比率
公益を目的とする法人	36	48,883,422	19,681,583	40.3%
営利を目的とする法人	17	22,796,850	6,810,745	29.9%
合計	53	71,680,272	26,492,328	37.0%

※団体数には、県が出資していない社団法人を含まない。

[県費措置状況（平成16年度）]

（金額単位：千円）

区分	公益を目的とする法人		営利を目的とする法人		合計	
	団体数	金額	団体数	金額	団体数	金額
出資金	2	351,407	—	—	2	351,407
補助金	30	5,082,699	3	10,019	33	5,092,718
委託金	31	24,202,191	12	2,593,983	43	26,796,174
貸付金	7	8,550,212	2	1,300,000	9	9,850,212
合計	70	38,186,509	17	3,904,002	87	42,090,511

※団体数の計は、県費措置区分毎の団体数であり、延べ数である。

[損失補償等限度額の状況（平成16年度末現在）]

（金額単位：千円）

区分	公益を目的とする法人		営利を目的とする法人		合計	
	団体数	金額	団体数	金額	団体数	金額
損失補償	7	263,139,890	—	—	7	263,139,890
債務保証	2	237,000,000	—	—	2	237,000,000
合計	9	500,139,890	—	—	9	500,139,890

(4) 県による指導監督の状況

県出資団体等に対する指導については、平成14年6月の県出資団体等調査特別委員会の提言を受けて制定された「県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例（平成15年茨城県条例第3号）」に基づき、毎年度、総務部内に設置した「経営評価チーム」（公認会計士2名を含む）が、当面の間、全ての団体を対象に事業の実施状況、経営状況等について点検・評価を実施し、経営の健全化など必要な措置を講ずるよう求めている。また、評価の結果、経営が深刻化している団体や早急に組織の見直しが必要とされた団体については、外部有識者で構成する「茨城県出資団体等経営改善専門委員会」が、団体の運営や県の公的支援のあり方、経営改善策等について、専門的立場からの提言を行っている。これを受け県では、各所管部局で対応措置をとりまとめた上、政策幹部会議において全庁的な視点から対応方針を決定している。

情報公開については、「茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号）」に基づき、出資比率50%以上の団体を対象に、出資団体等の公益性の観点から、できるだけ多くの情報が県民に提供されるよう指導を行っている。

また、出資団体等を所管する部（局）課が行う指導監督の適正化及び統一を図るため、「出資法人等指導監督基準（昭和52年制定、平成11年改定）」に基づき、出資

団体等の設立の趣旨に沿った適正な運営が確保されるよう、事務事業や組織人事、財務の管理に関すること等の基本的事項について、事前協議・報告徴収・実地検査による指導監督を行っている。

そのほか、国が定めた「第三セクターに関する指針（平成11年制定，平成15年改定総務省通知）」により、出資団体等の健全な運営が確保されるよう指導を行っている。

さらに、出資比率が25%以上の団体や財政的援助団体に対して、「外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年茨城県条例第1号）」に基づく外部監査が実施された場合は、監査結果報告書に盛り込まれた指摘事項について、改善等の措置をとりまとめるとともに、当該法人に改善措置の具体化の指導を行っている。

## 2 出資団体等に係る課題

過去2回の県出資団体等調査特別委員会の提言等を受け、県の指導体制の強化や、団体の整理統合、経営改善などが進められているものの、依然として、次に掲げる課題が残されている。

### [組織・事業関係]

- ・ 出資団体等は、県行政を補完する目的等により設立されてきたが、設立後の社会経済情勢の変化や、設立目的の達成などにより、存在意義や存続の必要性が薄れている団体があるほか、類似団体と同様の事業を行っている団体もあることから、引き続き、団体の統廃合や事業の整理・縮小、施設の民間譲渡等についてさらに改革を進める必要がある。
- ・ また、事業内容が民間事業者と競合している団体は、その事業内容を早急に見直す必要がある。

### [経営の健全化関係]

- ・ 平成16年度決算では10団体が累積損失を抱えていることから、これらの団体については、財務基盤を強化し、経営の健全化に努める必要がある。特に、茨城県住宅供給公社や茨城県土地開発公社のように、減損会計の導入により多額の債務超過に陥る団体については、県財政に及ぼす影響を最小限とするための最善の措置を講じていく必要がある。
- ・ 出資団体等は、独立した事業主体として自己責任原則の下、経営環境の変化に柔軟に対応できるよう、事務事業の必要性や効率性を再点検するとともに、定員管理の適正化や給与体系の見直しを図るなど、業務運営の一層の簡素・合理化を図る必要がある。
- ・ また、民間人を含む幅広い人材の登用に努めるとともに、プロパー職員の資質向上に努める必要がある。

### [県の関与関係]

- ・ 出資団体等が自己責任による自律的な経営を推進できるよう、県の人的、財政的関与は、縮小する必要がある。特に、元県職員の役員就任は、原則行わないこととし、その必要性が客観的に認められる場合にのみ行うべきである。

### [県の指導監督関係]

- ・ 県の指導監督については、今後、茨城県住宅供給公社など抜本的な対応を図るべき団体が具体的な改革プランに取り組み始めることから、計画の実効性を確保するため、重点的な指導監督が必要である。
- ・ 毎年度、「経営評価チーム」による経営状況等の点検・評価が行われるとともに、外部有識者で構成する「茨城県出資団体等経営改善専門委員会」において、組織・事業等の見直しが必要とされた団体に対する各種提言がなされているが、対応に消極的な面や改革を先送りするといった状況が一部に見受けられることから、迅速かつ的確な対応が担保される必要がある。

## 3 精査団体に係る現状と課題

### (1) 財団法人グリーンふるさと振興機構

本団体は、県北西部地域（グリーンふるさと圏：6市3町）の振興を図るため、地場産業の振興や、観光レクリエーション開発、地域振興を担う人材の育成等の事業を行っているが、平成16年度に県出資団体等経営改善専門委員会から、解散を含めた抜本的な見直しを行う必要があるとの指摘がなされているところである。

しかしながら、県北地域については依然として人口減少や高齢化が進行し、活力低下が懸念されていることから、県北地域の振興を担う組織の役割はますます重要性を増しており、県としての県北地域振興策を明確に打ち出した上で、組織・業務の抜本的な見直しを行う必要がある。

本団体では、市場金利の低迷から、基本財産の運用益による運営が困難となっており、その収入の多くを県からの運営補助金等によっているところであり、さらに現在の基本財産の運用先である 利率の有利な県債引き受けが、平成17年度末で終了することから、平成18年度以降、減収となることが見込まれるところである。

また、本団体が対象とする圏域は、設立当初18市町村であったが、市町村合併により現在は9市町となっており、新市の一部地域が圏域内となっている市もあることや、事業を集中的に実施する観点から、圏域の見直しも課題となっている。

### (2) 財団法人茨城県開発公社

本団体は、工業団地の開発整備などを中心とする土地開発事業や、鶉の岬、いこの村潤沼、砂沼サンビーチ、鶉来来の湯、ワープステーション江戸といった施設の管理、運営を行う福祉施設事業を主な柱として行っている。

本団体では、平成17年度決算から減損会計を導入することとしており、これに先立って行われた資産の再評価の結果、約90億円の評価損が発生するものの、内部留保（平成17年度末見込154億円）を取り崩すことにより債務超過とはならない見込とのことである。

しかしながら、土地開発事業の工業団地用地として、平成16年度末時点で877.5ha（プロパー分306ha、公共事業分571.5ha）を保有しており、早期の処分が緊急の課題である。

また、福祉施設事業においては、老朽施設の修繕費等が経営に与える影響が深刻であり、早期にあり方を検討、決定する必要がある。

さらに、本団体の金融機関からの借り入れ（平成16年度末現在1,462億1,400万円）に対し、県は損失補償を行っており、経営改善が進まない場合に県財政に与える影響は甚大なものがある。

そのため、土地開発事業の茨城県土地開発公社との統合や、福祉施設部門のあり方など、組織、事業のあり方を早急に見直す必要がある。

### (3) 鹿島都市開発株式会社

本団体は、鹿島地域における計画的な都市開発と近代的な生活環境整備を目的に、鹿島セントラルホテルの経営、セントラルモールや下水道施設などの施設管理、県及び市町村からの受託による設計開発、不動産業務などを行っている。

（平成17年度までは県立カシマ・サッカースタジアムの管理も受託）

本団体では、毎年度2億円を超える赤字が継続し、累積損失は11億7,900万円と、大変厳しい財政状況にあり、特にホテル事業において、売上総利益で3億6,100万円と大幅な赤字を計上している（平成16年度決算、H15年度3億9,200万円、H14年度3億8,400万円の赤字）ほか、ホテル新館の建設に係る県の無利子貸付金の残高が平成16年度末で111億円となっているため、徹底的なコスト削減などの改善が緊急の課題である。

また、施設管理事業においても、民間事業者の参入等に伴って、受託件数の減少することが懸念されるため、コスト削減等による競争力の強化が必要である。

さらに、平成17年度決算から減損会計を導入することとされているが、平成17年度包括外部監査の結果、67億円の債務超過に陥るとの指摘もされており、ホテル事業等の減損の額について、早急に精査の上、対応策を決定する必要がある。

### (4) 株式会社ひたちなか都市開発

本団体は、ひたちなか地区における国際港湾公園都市づくりの推進母体として設立され、商業施設等の誘致、商業施設等用地の賃貸、F A Z倉庫の運営などを行っている。

本団体は、自社所有地と土地開発公社から賃借した土地を第三者へ賃貸することによる一体的な利用促進により都市づくりを進め、毎年度2,000万円以上の黒字を計

上しているが、そのうちの一部は転貸によるものであり、土地開発公社が厳しい財政状況にあることから、土地の転貸は是正すべきとの指摘がある。

また、地区内の植栽管理業務を随意契約で受託しているが、廃止（民間移行）すべきとの指摘がある。

さらに、設立目的は異なるものの、(株)ひたちなかテクノセンター、茨城港湾(株)が同地区内に存在し、一部の業務で関連性を有しているところであり、団体の統合や事業の廃止、移管など、組織のあり方を見直す必要がある。

#### (5) 茨城県土地開発公社

本団体は、「公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号、以下「公拡法」）」に基づき、公共用地、公用地の取得、管理及び処分等を行っている。

本団体は、平成17年度決算から減損会計を導入することとしており、これに先立って行われた保有資産の再評価の結果では、60億円の評価損が発生し、97億7,200万円の債務超過に陥る見込であることが明らかにされたところである。

本団体の保有資産は、簿価で事業者が買い戻すこととなる159.5haのほか、開発事業用地として、ひたちなか地区の45.8ha、土浦市瀧田地区の2.0ha、及び、公拡法第4条、第5条による代替地等20.5haがある。特にこの代替地等の処分を早急に進める必要がある。

また、県は、本団体の民間金融機関からの借入金の全額について債務保証を行っており（平成16年度末現在1,080億5,400万円）、債務超過の的確な処理が急務である。

さらに、地価の下落している現状においては、公拡法に基づく用地の先行取得事業の必要性は限られてきており、団体及び事業の大幅縮小、または、(財)茨城県開発公社の土地開発事業部門との統合など、組織のあり方の抜本的見直しを行う必要がある。

(○ 本団体については、中間報告の後、平成18年第3回定例会において、債務超過解消及び経営健全化のため、県補助金及び貸付金による支援が決定された。)

#### (6) 茨城県住宅供給公社

本団体は、宅地の造成、賃貸・管理及び分譲、並びに、住宅の建設、賃貸管理及び分譲などを行っているところであるが、現状において、民間による住宅・宅地分譲事業が活発に行われていることから、用地取得を伴う新たな宅地開発は行わないこととし、保有土地の処分をもって、住宅・宅地分譲から撤退する方針を決定している。

本団体は、平成17年度決算から減損会計を導入することとしており、これに先立って行われた保有資産の再評価の結果では、510億700万円の評価損が発生し、460億8,700万円の債務超過に陥る見込であることが明らかにされたところである。

本団体の保有土地は329.9haであり（分譲中10団地58.5ha、事業凍結中6団地218.7ha、ほか）、この保有土地の処分が緊急の課題である。

また、県は、本団体の民間金融機関等からの借入について、594億1,300万円（平成17年度末時点）の損失補償を行っており、債務超過の的確な処理が急務である。

さらに、本団体については、保有土地の計画的かつ早期の処分を進める一方で、宅地建物に係る民間事業者も充実していることから、公社として事業を継続する必要性はなくなっており、団体のあり方を早急に決定する必要がある。

（○ 本団体については、中間報告の後、平成18年第3回定例会において、債務超過解消及び経営健全化のため、県補助金及び貸付金による支援が決定された。）

### 第3 特別会計・企業会計をめぐる現状と課題

#### 1 特別会計・企業会計の現状

##### （1）特別会計・企業会計の設置状況

平成18年4月1日現在、本県が設置している特別会計・企業会計は、特別会計18会計、企業会計5会計の、計23会計である。

特別会計を類型別に整理すると、特定の分野へ貸付事業を行う貸付金会計7会計、競輪事業や造成事業等を行うその他の事業会計7会計、公債管理等特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分する整理区分会計4会計となっている。所管部局別では、農林水産部が5会計、土木部4会計（共管1会計含む）、総務部3会計、企画部2会計（共管1会計含む）、保健福祉部2会計、出納事務局・商工労働部・教育庁各1会計となっている。

また、企業会計は、地方公営企業法の適用を受ける会計であるが、同法の全部を適用する会計が4会計、一部適用会計1会計となっている。

所管部局別では、企業局が3会計、病院局及び土木部各1会計となっている。

（※付録6参照）

#### [所管部局別区分]

所管部局	特別会計			企業会計	計
	貸付金会計	事業会計	整理区分会計	事業会計	
出納事務局	—	—	1	—	1
総務部	1	1	1	—	3
企画部	—	2(うち共管1)	—	—	2(うち共管1)
保健福祉部	1	1	—	—	2
商工労働部	1	—	—	—	1
農林水産部	3	1	1	—	5
土木部	—	3(うち共管1)	1	1	5(うち共管1)
教育庁	1	—	—	—	1
病院局	—	—	—	1	1
企業局	—	—	—	3	3
合計	7	7	4	5	23

## (2) 特別会計・企業会計の予算規模等

平成18年度予算において、特別会計の予算規模は計1,512億円、企業会計は計942億円、合計2,454億円となっているが、そのうち公債管理特別会計の504億円は、一般会計の県債償還のための整理区分会計であって一般会計の公債費と重複することから、これを除く規模では、約1,951億円となる。

予算規模で100億円を超える会計は8会計、1億円に満たない会計も2会計存在する。

18年度における一般会計からの繰入金は、特別会計で238億円、企業会計で86億円、計324億円であり、公債管理特別会計を除くと168億円の規模である。

18年度起債額は、特別会計で481億円、企業会計で107億円、併せて588億円。県債残高については、特別会計で4,158億円、企業会計で1,718億円、併せて5,876億円となっている。(※付録7参照)

## 2 特別会計・企業会計に係る課題

特別会計・企業会計については、事業の必要に応じ、地方自治法第209条及び地方公営企業法の規定により設置され、議会においても例年各会計の予算等について審議されてきたところである。しかしながら、多額の繰入金を投入し、県債を起こしている等の状況から、次に掲げる課題が認められる。

### [事業関係]

- ・特別会計については、設置後の社会経済情勢の変化や、設置目的の達成などにより、その存在意義や存続の必要性が薄れている会計があることから、今後、一般会計中の1事業として運営する等、事業の整理・縮小について改革を進める必要がある。
- ・また、企業会計については、民間的手法の徹底や、事業によっては民営化も検討するなど、その事業内容を早急に見直す必要がある。

## 3 精査会計に係る現状と課題

### (1) 茨城県病院事業会計に係る現状と課題

病院事業会計においては、中央病院、友部病院、こども病院の3病院合計で、毎年度50億円を超える一般会計からの繰入金があり、累積欠損金は51億1,500万円(平成16年度末)となっている。

多額の繰入は、病院の収入によって充てることが不相当とされる経費や、収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費であり、いわゆる政策医療等の不採算医療の実施を目的に行われているものである。中央病院においては、地域がんセンターの運営や救急医療、へき地医療などの政策医療を行っているが、三次救急を行っていないなどの指摘もあり、高度専門医療など、県立病院として、さらなる政策医療の充実が必要である。また、友部病院で行っている精神科救



急医療、児童思春期医療等の専門医療や、こども病院で行っている高度専門医療、小児救急医療等についても充実を図る必要がある。

一方、看護職員等の人件費が高く、専門医療に特化しているこども病院を除き、中央病院、友部病院の医業収益に占める給与費の割合は、それぞれ、66.3%、136.0%となっており、人員の適正配置、他の医療機関と比して著しく高い給与費の見直し等、早急な改善が必要である。

さらに、友部病院においては、施設の老朽化が著しく、早急に対策を講じる必要がある。

こうした状況の中、県では、経営改善のため、平成18年度から地方公営企業法の全部適用を導入することとしたところであるが、全部適用はあくまでも手段であり、経営改善を前提として、県立病院として果たすべき政策医療等の充実と、職員の意識改革等による医療の質の向上を図る必要がある。

[決算状況（平成16年度）]

(金額単位：千円)

区 分	中央病院	友部病院	こども病院	合 計
医業収益	8,195,661	2,112,129	2,073,313	12,381,103
医業外収益	1,961,775	1,242,029	1,379,233	4,583,037
特別収益	143,532	5,273	3,905	152,710
総 収 入	10,300,968	3,359,431	3,456,451	17,116,850
医業費用	9,708,228	3,593,748	3,151,867	16,453,843
医業外費用	757,562	70,548	357,380	1,185,490
特別損失	83,974	5,092	7,806	96,872
総 費 用	10,549,764	3,669,388	3,517,053	17,736,205
当期純損益	△ 248,796	△ 309,957	△ 60,602	△ 619,355
累積欠損金	3,838,977	1,033,532	242,515	5,115,024

[一般会計繰入金の状況（平成16年度）]

(金額単位：千円)

区 分	中央病院	友部病院	こども病院	合 計
負担金	1,941,361	1,433,013	1,397,423	4,771,797
補助金	85,399	19,001	14,962	119,362
出資金	26,155	137,755	—	163,910
合 計	2,052,915	1,589,769	1,412,385	5,055,069

[給与費の状況（平成16年度）]

(金額単位：千円)

区 分	中央病院	友部病院	こども病院
給与費	5,434,677	2,873,064	1,733,473
給与費／事業費用	51.5%	78.3%	49.3%
給与費／医業収益	66.3%	136.0%	83.6%

(2) 茨城県競輪事業特別会計に係る現状と課題

収益の一部を一般会計に繰り出すことにより県財政の健全化を図ることを目的に昭和24年から事業を実施しており、繰り出し金の平成17年度実績は1億5千万円。平

成17年度までの繰り出し金累計は約615億円となっている。

しかしながら、平成2年度をピークに売り上げの減少傾向が続いており、平成17年度には普通競輪に下げ止まりの兆候が見られるものの車券購入単価の減少傾向が続いている。

従来の本場中心の売り上げから、インターネット投票を含む電話投票やサテライト等の場外車券売場の売り上げ割合が多くなるなど、車券購入の形態が大きく変化しており、本場来場者数の減少や本場での売り上げの減少が続く中で、新規ファンの獲得及び売り上げの増加を図る必要がある。

さらに老朽化し、入場者に対し効率的でない施設の改修を行う必要がある。

### (3) 茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計に係る現状と課題

旧鹿島町，旧神栖町，旧波崎町を計画区域とし，地域開発の拠点としての鹿島臨海工業地帯を造成するため，工業団地の造成と港湾整備を中心として道路，鉄道，工業用地等の都市施設や地域振興に必要な中核施設を整備するにあたり，県財政を圧迫し，他の事業に支障を来さないよう，一般会計から独立した会計で事業を実施している。

用地買収事業及び港湾整備事業は昭和37年度から実施し，用地買収については計画量6824.6haに対し99.97%を取得した。工業団地の造成・分譲も完了したものの，奥野谷浜工業団地39.6haなど関連工業用地の分譲や北公共埠頭関連用地20.8haの整備・分譲が残されており，今後，計画的な処分を推進する必要がある。

また，未利用代替地や用地提供者・企業への代替地計178.3haの処分が残されており，未利用代替地については早急に処分方針を定めて対処するとともに，相続等の個別事情を抱えた代替地の案件についてはこれらを十分に踏まえた処分を図っていく必要がある。

都市計画関連事業についても，鹿島セントラルホテルを経営する鹿島都市開発（株）が減損会計の導入により大幅な債務超過に陥り，抜本的な経営改善に取り組む必要がある。

さらに繰越金の減少等により平成18年当初予算において一般会計からの繰入金を計上する状況となっており，その改善を図る必要がある。

#### 第4 改革の方向

- 本委員会は、平成18年第1回定例会において中間報告を行い、出資団体等改革の方向に関し、改革の基本的認識及び精査団体等に係る改革について、以下のように提言したところである。

提言に基づき、各精査団体及び病院事業会計については、平成18年6月の第15回委員会において、各団体等別の改革工程表が報告された。(資料4参照)

また、債務超過による危機的状況が明白となった県土地開発公社(債務超過額97億2千1百万円)及び県住宅供給公社(債務超過額461億1千2百万円)に対し、平成18年第3回定例会において、補助金及び貸付金による支援が決定された。

精査団体等においては、今後、改革工程表に基づく具体的な改善を実施し、改革の実現に努めるべきである。

#### 1 出資団体等改革に係る基本的認識

##### ○中間報告書における提言

出資団体等の改革に当たっては、次の視点に沿って推進すべきである。

##### [改革の視点]

##### ・団体の役割の明確化等

出資団体等は、県行政を補完する目的をもって設立されてきたが、社会経済情勢の変化を踏まえ、常に、団体の存在意義、果たすべき役割について再検証し、県の関わり方を明確に示すべきである。

また、団体の行う事業の必要性、公共性、採算性等を併せて検証すべきである。

##### ・人的・財政的支援の適正化

##### 人的支援：

県の人的支援については、団体の事業内容、活動地域の状況等について専門的知識を有する等、真に必要な場合に限定すべきである。

特に、県退職者の役員就任については、その要因である現行の勸奨退職制度を早期に廃止した上で、合理的かつ明確な理由があり、やむを得ない場合に限定し、原則として廃止すべきである。

具体的には、人的支援における県と団体の関係から、各団体を

- ①県からの役員派遣または現職派遣が必要と考えられる団体
- ②役員派遣または現職派遣を進める必要が希薄である団体
- ③役員派遣または現職派遣を進める必要がない団体

に区分の上、区分に従い県からの関与を段階的に縮減する。

##### 財政的支援：

財政的支援については、依然として厳しい県の財政状況を鑑みると、必要性が低く、費用対効果の少ない支出を中心に、さらなる削減を進めるべきである。

補助金については、対象となる事業の必要性を抜本的に見直し、真に県民に

とって必要な事業に厳選すべきである。

委託料も、県の業務を出資団体等に代行させるために必要な経費ではあるが、業務の必要性を抜本的に見直し、さらなる削減を図るべきである。また、指定管理者制度を積極的に活用し施設管理委託料の削減に努めるべきである。

#### ・工程表（改革実施プラン）を明確にした改革の実施

改革に当たっては、解決すべき課題、取り組むべき項目、その期限等を明確にした工程表に基づき、実施すべきである。

特に精査6団体及び病院事業会計については、今後具体的な改革工程表を早急に調整し、平成18年第2回定例会までに委員長あて提出すべきである。

また、10年間で保有土地を処分する等、長期間を要する計画については、年度別の処分目標等を明確に掲げるとともに、その実効性を担保するために、あらゆる手段を講じて目標達成に努めるべきである。併せて、経営責任の明確化を図るため、県民が確認できるよう、進行管理結果を、毎年度公表すべきである。

#### ・経営責任の明確化

出資団体等は独立した事業主体であり、団体自らの責任で事業が遂行されるものであることから、経営者の職務権限や責任を明確にしておくべきである。

#### ・県の指導監督の強化

今回の調査・審議の結果、精査6団体を含め抜本的な見直しが必要な団体については、改革実行のための工程表の作成を求めたこと、また、当該工程表に基づく実施プランが着実に実行されることが重要であり、そのためには、これら団体に対する指導監督について充実強化を図るべきである。

また、指導監督のあり方については、現在、条例の規定に基づき指導、助言、勧告が行われており効果を上げているが、改革のスピードをさらに早めるため、より一層の指導力の発揮に努めるべきである。ただし、相手方団体の自主性及び自立性に十分配慮する必要がある。

#### ・県病院事業会計

病院事業会計の改革に求められるのは迅速性（スピード）であり、今般の地方公営企業法全部適用の成果を待ち、その検討後次の方策を決定するのではなく、民営化の可能性を常に視野に入れつつ、不断の改革に努めるべきである。

また、一般会計繰入金に関して、県は、県立病院の果たす役割について、政策医療・特殊医療の徹底に求めるのか、地域医療を担わせるのか、明確に示し、経営改革を進めた上で、必要に応じた繰入をすべきである。

#### ・県の責任

県行政を補完し、行政需要に弾力的に対応すべき茨城県住宅供給公社や茨城県土地開発公社が、多額の債務超過に陥った責任の一端は県にあり、団体の設置者・指導監督者としての責任を十分に自覚し、対応策の実施に当たっては、県として責任の範囲について、予め明らかにしておく必要がある。

## 2 精査団体に係る改革の方向

### (1) 財団法人グリーンふるさと振興機構

#### ○中間報告書における提言

県は、新長期総合計画の地域計画を早期に策定し、その中で県北地域の振興方策を具体的に示すべきである。

また、この計画に基づく主要な施策として、本団体の大幅な見直しを行い、「地場産業の振興」、「グリーン・ツーリズムの推進」及び「交流居住の推進」に取り組むに当たっては、効果が十分に発揮できるような事業項目を選定して取り組むとともに、圏域市町のシンクタンクとしての役割を積極的に担っていくべきである。

組織のトップである理事長の役割がこれまで以上に重要となることから、構成団体の首長に限定せず、職務に専念できるよう常勤化又は専任化を図るとともに、法人の当面の存続期間とされる5年間で集中的に取り組むには、県補助金だけでは十分な事業展開が困難である場合には、基本財産の一部を活用する等の対応も検討すべきである。

なお、業務の執行に当たっては、政策目標を設定した上で、毎年度ごとに進捗管理を行い、5年後には法人の存廃を含めた再点検を行うべきである。

#### ○今後の改革の方向

主要施策の重点化については、地場産業の振興、グリーンツーリズムの推進、交流居住の推進を中期計画策定の下、毎年度の事業評価を実施し、公表しながら効率的に進めるべきである。

平成18年10月頃の旅行業の参入については、グリーンツーリズム及び交流居住の推進に寄与できる事業を地域と有機的に連携して実施すべきである。

改革工程表に即した事業を計画的に実施し、5年間の期限の中で実効ある成果を上げる必要がある。そのためには、必要に応じ、基本財産の一部を積極的に活用して効果的な事業展開に努めるべきである。

### (2) 財団法人茨城県開発公社

#### ○中間報告書における提言

工業団地保有地の処分促進については、開発公社第六次基本計画（平成18年度～22年度）において、新たな分譲目標を早急に設定して進行管理を適切に実施するとともに、期間中は優遇税制の企業誘致優遇策や企業ニーズに対応した多様な分譲手法を活用し、県と一体となった積極的な誘致活動を展開するべきである。

造成工事先送り措置の継続など「茨城県工業団地健全化基本方針」に基づく事業管理を厳正に実施するべきである。

金利負担の軽減を図るため、低金利の資金調達を図れるよう金融機関との交渉をはじめあらゆる方策を講じるべきである。

遅くとも平成20年度には茨城県土地開発公社と全面的に一体化を図るため、法人格を残すための名目のみの統合で終わることのないよう、廃止部門及び統合部門の人

的削減の進行管理を厳密に行うべきである。

福祉施設部門については、国民宿舎「鶉の岬」は開発公社の事業の中で黒字経営とされている福祉施設であるが、施設を県が所有し、大規模改修等を県が実施している上で黒字経営を可能とし、他の事業の赤字を補填している。「いこいの村潤沼」の施設は、今後維持補修に多額の負担を要し、公社の経営を圧迫することとなる。平成18年度から、「鶉の岬」と「いこいの村潤沼」を一元的に管理するが、宿泊など経営体制を強化するとともに、より一層PR活動を強化して集客に努め、経営改善を図るべきである。

また 海岸から遠い内陸部での「砂沼サンビーチ」のプール事業の経営については、県内道路交通網の整備や近隣の各自治体におけるプール施設等整備の充実等に伴い、その意義を失いつつあると考えられる。

「ワープステーション江戸」については、今後の経営状況を踏まえ、ロケ事業の映像関連会社への委託や、施設の貸付・譲渡、他団体への移管等も含めた施設運営のあり方について、地元団体の意向も踏まえ、早急に結論を出すべきである。

なお、これら福祉施設事業は、各施設の存在意義等を十分に検証し、存廃を含め事業部門全体の再構築を検討するべきである。

#### ○今後の改革の方向

工業団地保有地の処分促進については、改革工程表に基づき分譲団地の早期処分を最優先課題とし、企業訪問の徹底や情報収集活動の強化に努めるべきである。

砂沼サンビーチやワープステーション江戸の存廃を含めた運営のあり方について、工程表に定めたそれぞれの期限を目途に結論を出すべきである。

### (3) 鹿島都市開発株式会社

#### ○中間報告書における提言

ホテル部門については、集客活動の促進等の効果はあったものの売上総利益の段階で大幅な赤字となっており、特に宴会部門・飲食部門の赤字が特に大きい。減価償却費の負担が年々低下することを考慮しても、人件費を強力に見直さなければ単年度利益の計上は難しいと考えられる。

「中期経営計画（平成17年度～21年度）」に基づき、顧客満足の向上を目指して、利用客へのきめ細かなサービスの実施や新たな宿泊パックの開発などにより、売上拡大への取組みを強化すべきである。

施設管理部門においても、これまでカシマ・サッカースタジアム、セントラルモール、下水道の施設管理を受託してきたが、今後は、指定管理者制度に対応できる運営ノウハウ及びコスト面での改善をさらに図っていく必要がある。

不動産部門においては、セントラルビルのオフィス床への入居率の向上のため、外部の不動産業者の活用や首都圏での需要開拓の拡大により、新規入居者の確保を図るとともに、保有する土地については、思い切った販売価格の見直し等により早期の完売を目指すべきである。

また、県からの111億円という多額の無利息融資を支障なく償還する責務を負っ

ていることから、経営感覚に優れた強力なリーダーシップのとれる経営体制を確保すべきである。

なお、平成17年度から減損会計が導入されることから、自社内において資産・債務の正確な状況を把握する必要がある。

さらに、包括外部監査において、債務超過の発生及びホテル事業の外部売却又は営業譲渡についての監査人の指摘については、適切に対応し、債務超過がある場合には、早急に抜本的な対応策の検討を行うとともに、結論に至るまでは「中期経営計画」に基づき、全社を挙げて経営の健全化を図るべきである。

#### ○今後の改革の方向

18年度中に近隣で婚礼施設が開業する等、経営環境がさらに厳しい状況となることを踏まえ、宿泊、婚礼、宴会等における新規商品開発や営業活動の更なる強化、徹底的なコスト削減等、経営改善に一層注力すべきである。

減損会計導入等による大幅な債務超過を踏まえ、有識者も含めた経営改善委員会による検討を進め、ホテル本館のあり方など、経営体制の強化等の抜本的な改善を図るべきである。

#### (4) 株式会社ひたちなか都市開発

##### ○中間報告書における提言

コンベンション機能を核とした複合ビルの建設等の見通しが立たない現状では、会社設立の本来の目的を十分に達し得ないことから、平成19年度を目途に株主の理解と協力を得て、茨城港湾（株）との合併を進め、ひたちなか地区の都市づくりと港湾の振興の推進を図るべきである。

なお、課題となっている、茨城県土地開発公社から賃借した土地の転貸については、廃止すべきである。

##### ○今後の改革の方向

改革工程表に基づき、平成19年4月を目途とする茨城港湾（株）との合併を進めるため、十分な株主説明を行い、株主の理解を得るべきである。

合併時に予定している土地転貸事業廃止に伴う減収については、今後の統合による事業の効率化、組織のスリム化等により、対応するべきである。

#### (5) 茨城県土地開発公社

##### ○中間報告書における提言

減損会計導入に伴い、平成17年度決算は約98億円の債務超過に陥る見込みであり、民間金融機関からの借入金について、約1,081億円全額債務保証をしていることから、国の土地開発公社経営健全化対策の活用を前提とした県としての対策を進めるべきである。

また、保有資産のうち、簿価で県及び国が買い戻すべき約160haについては、長期にわたって土地開発公社に保有させることなく、計画的に買取りを図るべきである。

長期保有代替地等の処分促進に関し、市街化区域内の住宅用地等として5年間を目途に処分を計画している代替地については、入札等により処分を進めるべきである。

市街化調整区域内の代替地については、情報を地元市町等へ広く提供しながら、公共事業用地又はその代替地として処分を進めるべきである。

10年間を売却の目途としているひたちなか地区等の開発事業用地については、地区の土地利用計画に沿い、今後積極的に処分を進めるべきであり、売却までの間、地区の活性化や土地の有効利用を図る観点から、需要に応じ賃貸も行うべきである。

法人格は残すものの、平成20年度を目途に(財)茨城県開発公社と全面的に一体化を図るべきである。

公共用地の先行取得は、緊急性が高く、短期的、集中的に事業推進を図る必要があり、計画的に買い戻される箇所限定するべきである。

代替地の取得は、確実に処分できる箇所限定するべきである。

### ○今後の改革の方向

債務超過解消及び経営健全化に向け、県は、中間報告による提言を受け、平成18年第3回定例会において、補助金、短期無利子貸付金及び国の支援策である土地開発公社経営健全化対策を活用した長期無利子貸付金による支援策を決定したところであるが、今後は保有土地の売却等を進めるとともに、現在保有の公有用地については、5年以内に買い戻すべきである。

ひたちなか地区の土地処分については、改革工程表の処分計画に基づく売却を計画的に進めるべきである。

## (6) 茨城県住宅供給公社

### ○中間報告書における提言

減損会計導入に伴い、平成17年度決算は約461億円の債務超過に陥る見込みであり、民間金融機関などからの借入金594億円については、県が損失補償をしていることから、県として、金融機関との交渉等、債務超過解消のための取りうる対策を進めるべきである。

このような状況において県は、指導監督者たる県の責任を十分に自覚し、以下の対策を講ずべきである。

保有土地の処分促進等に関し、分譲中団地（平成16年度末：10団地）については、集中的な処分推進期間としている平成17年度～21年度までの5年間に完売を目指すため、団地ごとに、在庫数や販売計画数の管理を徹底するとともに、ハウスメーカー・不動産事業者等民間事業者との共同事業を主とした販売戦略を確立し、分譲を完遂するべきである。

事業凍結中団地（平成16年度末：6団地）については、住宅計画戸数を大幅に下方修正するとともに、各団地の立地特性を踏まえ、業務系用地としての処分や、公共施設での利活用などを取り入れ、大ロット又は街区ごとの一括処分等により、平成26年度までの向う10年間で土地処分を完了するべきである。



なお、毎年度ごとに販売計画及び実績の管理を徹底し、分譲中団地の完売を5年次において達成するとともに、事業凍結中団地についても処分計画の中間年次として処分促進を強力に進め、10年後を待たずして目標を前倒しして達成できるよう、強力な販売活動を展開するべきである。

また、販売促進に当たっては、年間販売計画達成のインセンティブとして、毎年度の論功行賞・信賞必罰を実施するなど、報奨及び責任について、明確化するべきである。

その他の小規模保有地等については、平成21年度までに地元市町村における公共・公益的活用や、公募等による処分を推進するべきである。

なお、処分期間及び自主解散の目途として設定した平成26年度から先送りすることなく、処分の目途がたった時点で自主解散を可能とするよう、手続きを進めるべきである。

### ○今後の改革の方向

債務超過解消及び経営健全化について、県は、中間報告による提言を受け、平成18年第3回定例会において、補助金及び短期無利子貸付金による支援策を決定したところであるが、県と公社は一丸となり、保有土地処分の目標達成を前提として、改革工程表に定める項目への取り組みに全力を傾注するべきである。

## 3 精査団体以外の団体に係る改革の方向

### (1) 統廃合すべき団体

#### ・(株)メディアパークつくば

当法人は、平成10年に県が推進する「メディアパークシティ整備構想」の推進母体として設立され、「ワープステーション江戸」の設置・運営を行ってきたが、平成14年に経営不振から民事再生法の適用を申請し経営再建を図ったところである。

既に当社の設立目的の達成は困難な状況にあり、また、現状の組織体制や業務内容から考えると存在意義も低下しているため、法人の存廃について早急に決定すべきである。

#### ・(財)茨城県勤労者余暇活用事業団

当財団は、勤労者向けの宿泊施設である余暇活用センター「やみぞ」を設置・運営しているが、平成16年度末において約5千5百万円の債務超過となっている。

また、県から施設老朽化に伴う修繕費の補助及び運転資金の貸付けが行われており、団体としての自立的な運営が保たれていない。

当面は、経営改善を強力に推進する必要があるが、改善が進まない場合は、財団及び施設のあり方について、地域振興の視点も十分考慮のうえ、抜本的な見直しを図るべきである。

・(財)茨城県労働者信用基金協会

安定した健全経営を維持しているが、平成18年度以降、公益法人制度の抜本的見直しに伴い民間企業並みに課税強化された場合、経営不振に陥る団体も発生することから、全国組織である(社)日本労働者信用基金協会と各県の労働者信用基金協会は統合を含む組織見直しを行うこととなる。

そのため、本県協会についても、今後のあり方については国の改革の方針決定により、速やかに検討すべきである。

・(財)茨城県水産振興事業団、(財)茨城県栽培漁業協会

(財)茨城県水産振興事業団は、基金を取り崩しながら赤字基調の運営を続けているところから、資金の効率的運用と設立目的を踏まえて、早期に(財)茨城県栽培漁業協会と統合すべきである。

- (財)茨城県水産振興事業団は、平成18年3月31日に解散し、(財)茨城県栽培漁業協会に統合された。

(2) 組織・事業の見直しを図るべき団体

・(社福)茨城県社会福祉事業団

当法人は、県立の障害者福祉施設等の管理・運営を委託する目的で県が設立した団体であるため、民間社会福祉法人に比べ給与・退職金制度が優遇されている。また、「県立あすなろの郷」の運営に関しては多額の財政支援(16年度決算額約18億円)がなされている。

一方、平成21年度から、同施設においても公募による指定管理者制度が導入されることから、組織・事業のあり方や給与制度、さらには県の財政支援等について抜本的な見直しを図る必要がある。

・(財)茨城県看護教育財団

当財団は、県西地域における看護職員の確保を図る目的で設立されたが、入学者の定員割れや卒業生の県外就職の増加等、設立の趣旨が低下しつつある。また、学校運営のために県の補助金も年額3千万円を超えていることから、民間委譲も含め、学校運営のあり方について検討すべきである。

・(財)いばらき腎バンク

組織運営体制において常勤役員が不在であること、また、県の職員が団体職員を兼務していることから、自立的運営がなされていない。

したがって、臓器移植関係の類似団体への事務局移管や統合を進めるべきである。

- ・(財)茨城県農林振興公社，(社)茨城県穀物改良協会，(社)園芸いばらき振興協会  
農業関係の総合的な振興を図っていくためには，団体相互の連携強化を図るとともに，各々の設立目的，組織形態，業務内容，運営方法の類似性などを勘案しながら再編統合を検討していく必要がある。

### (3) 経営の健全化を図るべき団体

- ・(株)ひたちなかテクノセンター

当法人は，ひたちなか地区を中心とした県北地域における産業振興を目的に設立されたが，毎年度赤字決算となっている。

経営の健全化を進めるためには，売上の7割をテナント収入が占めることから，引き続き入居率の維持・向上に努め，テナント収入増を図るべきである。

### (4) 官と民の役割分担を見直すべき団体

- ・(社)茨城県公害防止協会

当法人が行っている大気汚染の測定分析等の収益事業部門は，民間企業と競争して公的機関から受注をしていることから，民業圧迫の恐れがある。そのため，民間と競合する収益事業部門については，分離・民営化について今後の検討課題とすべきである。

他方，公益法人として，地球温暖化防止活動等の公益事業について，より一層の充実・強化を図っていくことが必要である。

- ・(財)茨城県建設技術公社

当法人が行う測量設計などの収益事業は，設立当時に比べ民間企業による事業展開が幅広く行われていることから，民間と競合する事業は縮減する等阻害しないよう努めるとともに，収益事業と公益事業のあり方を抜本的に見直す必要がある。

### (5) その他

- ・茨城県道路公社

今後，当面は新規の有料道路建設の予定がないことから，平成18年1月現在7路線の有料道路を管理しているが，うち4路線が計画交通量を下回っており料金徴収期間までに借入金の償還が困難となる見通しであることから，引き続き管理部門の統合や組織の見直しを進め，維持管理業務の効率化等に努める必要がある。

・(財)茨城県教育財団

平成18年度からの指定管理者制度への移行に伴い、さらなる人件費の縮減を図るとともに、管理運営費についても費用対効果を念頭に、徹底して縮減を図ることが必要である。

また、埋蔵文化財発掘調査事業については、そのコストを最小化するため、民間事業者の活用などについて検討する必要がある。

#### 4 精査会計に係る改革の方向

○特別会計・企業会計については、病院会計を精査会計として先行して選定した。

##### (1) 茨城県病院事業会計に係る改革の方向

###### ○中間報告書における提言

平成18年度から地方公営企業法の全部適用を導入するに当たり、この機会に看護職員の削減、給与の見直しを行い、病院事業管理者の下で早急に経営改善を進めていくことが重要である。

人員・給与の削減に当たっては、県立病院の現状に対する職員の理解を得るとともに、経営参画意識の自覚の徹底など、職員の意識改革も積極的に行い、執行部は不退転の決意で改革を遂行していくべきである。

また、県立病院こそが、県における先端的医療の担い手との観点から、地域医療で果たしてきた役割から、地域病院との機能分担なども踏まえ、政策医療、特殊医療を担う役割に特化すべきである。

この考えの上にならば、喫緊の課題である老朽化した友部病院の建て替えにも取り組むべきである。友部病院は患者にとって良好な入院環境とは言えないため、人員・給与の削減に努め、事務を効率化し、職員のサービス意識の改革を図った上で、中央病院への施設の集約等も視野に入れ、早急に取り組むべきである。

全部適用は、経営改善のための一つの手段であり、4年後の改善目標の達成に向けた年度ごとの取組の的確な進行管理が必要である。

改善には迅速性（スピード）が求められており、全適の成果が見られない場合には、民営化等他の経営形態への移行に向け検討を進めるべきである。成果が見られなかった場合に遅滞なく対応できるよう、他の経営形態の可能性を常に視野に入れ、受け皿も並行して検討していくべきである。

###### ○今後の改革の方向

平成18年度から、新たな病院事業管理者の下で地方公営企業法の全部適用を導入したことに伴って着手された人員・給与の削減に当たっては、友部病院・中央病院の急激な内部留保資金の減少など、県立病院の現状及び将来に対する職員の理解を得て、早急を実施するとともに、勸奨退職や成果主義の導入等についても検討すべ

きである。

また、地域病院との機能分担なども踏まえた、政策医療、特殊医療を担う役割への特化について、検討委員会の議論を経て、早急に方針を決定すべきである。

老朽化した友部病院の建て替え等については、人員・給与の削減に努め、事務を効率化し、職員のサービス意識の改革を図った上で、中央病院への施設の集約や財源確保等も含め検討を進めるべきである。

地方公営企業法の全部適用により、病院事業管理者を中心に、改革工程表に示された4年間で経営の改善を進めるとともに、改善成果の評価を厳密に行い、他の経営形態の可能性は常に視野に入れ、検討を行うべきである。

## (2) 茨城県競輪事業特別会計に係る改革の方向

東京芸大と連携したサイクルアート等による新規来場者の獲得に努めるべきである。場外発売や電話投票等による売り上げ強化を図るべきである。

普通競輪について、広報活動の拡大による売り上げ強化を図るとともに、特別競輪等の開催について要請活動を強化し、売り上げの確保を図るべきである。

快適で魅力ある競輪場の整備を図るため施設の思い切った改修も検討するべきである。

## (3) 茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計に係る改革の方向

工業用地について、優遇措置やリース契約等の手法を積極的・弾力的に展開し、早期処分に努めるべきである。

港湾関連用地については物流の円滑化、港湾機能の向上を図る土地利用・処分を進めるべきである。

未利用代替地については、早急に処分方針を定め処分を推進すべきである。

これら保有土地の用途に応じた具体的な処分・利用方策に係る工程表を策定し、実行すべきである。

一般会計からの繰入金が発生については、特別会計設置の趣旨に鑑み、事業財源の確保によって解消するとともに、中長期的な収支計画による収支バランスの状況を明らかにし、必要に応じて見直すべきである。

## 第5 今後の対応

- 1 必要な改革を具体的に提言した出資団体等・会計については、事業や運営体制等に課題があることから、取り組むべき項目やその期限等を具体的に設定した改革工程表等に基づき、改革を断行すべきであり、その計画及び実施状況については、ホームページその他の広報媒体、常任委員会等の場において公表し、県民の理解を得られるよう、説明責任を確実に果たすべきである。  
また、精査団体等以外の出資団体等・会計についても、例えば県の人的・財政的関与の度合い、或いは県の監査や「経営評価チーム」による経営状況等の点検・評価結果などをふまえ、改革の必要度別に分類した上で、必要な団体等については、課題に応じた改革工程表を作成し、平成19年第2回定例会を目途に議会あて提出するとともに、改革に着手すべきである。
- 2 県及び精査団体等は、改革の実施に当たり、改革工程表において改革遂行に責任を有する者（職）を明示するなど、役員等の責任体制を明確にすべきである。
- 3 これらの改革を推進するためにも、出資団体指導室による指導の強化はもちろんのこと所管部局と相互に連携することにより、支援・管理体制の更なる充実を図るべきである。
- 4 出資団体等においては、県関係の事業実施の観点のみから、退職者等県関係者を役員として要請するばかりではなく、団体の事業実施及び目的遂行のために真に必要な人材として民間からの人材の活用もさらに図るべきである。
- 5 今回の改革工程表の実施期間は第4次行財政改革大綱の実施期間である3年の期限を越える期間を定めているものが多いことから、今後も従前と同様の期間において、調査特別委員会などの場において、改革の達成状況を確認することとする。

## おわりに

本委員会は、過去2回の委員会において指摘された出資団体等の改革について、出資団体指導室の設置や「県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例」「行財政改革大綱」などを策定し、団体の統廃合なども実施し、一定の成果を上げてきたものの、なかなか実効を挙げられなかった分野について、確実な改革の履行を強く促すという趣旨のもと、平成17年第2回定例会において設置されたものである。

以来、17回の委員会を開催し、県財政に与える影響が大きいこと等の観点から、精査団体として6団体、精査会計として3会計を選定し、これらの改善方策についての審議を行うとともに、その過程を通じて明らかになった共通的な課題を踏まえ、精査団体以外の団体等についても改善方向の審議を行ってきた。

今回のとりまとめにおいては、中間報告での提案も含め、これまでの本委員会の審議において委員から出された意見等も反映したところである。

本委員会の審議にあわせ、県においては、平成18年度から平成20年度までの3年間の推進期間とする「第4次行財政改革大綱」をとりまとめ、現在、出資団体等の改革に取り組んでおり、各出資団体等においても、遅まきながらの感はあるものの、改革についての緊急性、重大性が理解され、今後に繋がる動きが出てきたことは認められる。

また、知事においては、減損会計の導入に伴い経営状況が著しく悪化した団体の状況等、改革に当たり緊急に対応されたい事項について申し入れを行ったところ、住宅供給公社及び土地開発公社に係る債務超過の解消策、及び知事等並びに過去の団体役員の責任問題について明らかにされたことは、今回の調査審議において、十分ではないものの、一歩前進といえるものであった。

言うまでもなく今回の調査に伴う改革は、完全なものではない。そのため、当該大綱の推進期間及び各団体等の改革工程表の実施期間中においては、県民への説明責任を十分に果たすとともに、点検、見直しを適時的確に行っていくことが極めて重要である。

また、改革に当たっては、各出資団体等の設立の目的が、究極的には県民福祉の向上にあることから、県民生活及び地域経済に与える影響に十分配慮するとともに、県民の理解と協力が得られるよう、本提言の趣旨を真摯に受け止め、問題をさらに先送りすることなく取り組まれることを強く望むものである。

(資料)

1 調査にあたった委員

委員長	海野透
副委員長	小川一成
委員	川津隆 (平成18年3月23日～)
〃	高橋靖 (平成17年9月29日～)
〃	鈴木徳穂 (平成17年6月22日～平成18年3月23日)
〃	山岡恒夫
〃	磯崎久喜雄 (平成18年3月23日～)
〃	長谷川大紋
〃	西條昌良 (平成17年6月22日～平成18年3月23日)
〃	坪井透 (平成17年6月22日～平成18年7月16日)
〃	白田信夫 (平成17年6月22日～平成18年3月23日)
〃	飯野重男
〃	粕田良一
〃	長谷川典子
〃	森田悦男
〃	今一男
〃	川口浩
〃	足立寛作
〃	大内久美子



2 調査活動経過

時 期		審 議 事 項 等
1	7月25日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○調査方針, 活動計画の決定</li> <li>○県出資団体等の概況</li> <li>○各出資団体等の業務・運営等の現状及び課題 (知事直轄, 生活環境部, 保健福祉部, 土木部, 企業局, 教育庁, 警察本部)</li> </ul>
2	8月1日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各出資団体等の業務・運営等の現状及び課題 (企画部, 商工労働部, 農林水産部, 土木部)</li> <li>○精査団体等の選定</li> </ul>
3	9月12日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○精査団体に係る参考人説明聴取 ( (財)茨城県開発公社, 茨城県土地開発公社, 茨城県住宅供給公社)</li> </ul>
4	9月15日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○精査団体に係る参考人説明聴取 ( (株)ひたちなか都市開発, 鹿島都市開発(株))</li> <li>○茨城県病院事業会計に係る業務・運営等の現状と課題</li> </ul>
5	10月21日(金) <定例会中>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○精査団体に係る参考人説明聴取 ( (財)グリーンふるさと振興機構)</li> <li>○茨城県病院事業会計に係る改革の方向</li> </ul>
6	11月7日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○参考人意見聴取 公認会計士・税理士 坂本和重氏 (社)茨城県医師会会長 原中勝征氏</li> <li>○論点の整理</li> </ul>
7	11月18日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○精査団体に係る改善方針 ( (財)茨城県開発公社, 茨城県土地開発公社, 茨城県住宅供給公社)</li> </ul>
8	12月1日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○精査団体に係る改善方針 ( (財)グリーンふるさと振興機構, (株)ひたちなか都市開発, 鹿島都市開発(株), (財)茨城県開発公社, 茨城県土地開発公社, 茨城県住宅供給公社)</li> </ul>
9	12月15日(木) <定例会中>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○茨城県病院事業会計に係る改善方針</li> <li>○茨城県行財政改革大綱(第4次)中間取りまとめの概要</li> <li>○審議経過の中間まとめ</li> </ul>
10	1月26日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○精査団体を除く出資団体等に係る改善策(54団体)</li> </ul>
11	2月13日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出資団体等に係る改善策 精査団体 (6団体) 精査団体を除く出資団体等 (17団体)</li> <li>○中間報告構成案の検討</li> </ul>
12	3月20日(月) <定例会中>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第4次茨城県行財政改革大綱における出資団体改革</li> <li>○精査団体に係る改善方針 鹿島都市開発(株)(鹿島臨海地帯造成事業特別会計)</li> <li>○中間報告案の検討</li> </ul>

時 期		審 議 事 項 等
13	5月22日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県出資団体等の状況報告 鹿島都市開発(株)</li> <li>○ 各特別会計・企業会計の概要説明聴取 (総務部, 企画部, 保健福祉部, 商工労働部, 農林水産部, 土木部, 企業局, 病院局, 教育庁, 出納事務局)</li> <li>○ 精査会計の選定 (競輪事業特別会計, 鹿島臨海工業地帯造成特別 会計)</li> </ul>
14	5月31日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 精査会計に係る課題及び対応方針の説明聴取</li> <li>○ 精査会計の改善方針に対する審議 (競輪事業特別会計, 鹿島臨海工業地帯造成特別会計)</li> </ul>
15	6月15日(木) <定例会中>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 精査団体等に係る改革工程表の説明聴取 (財)グリーンふるさと振興機構, (株)ひたちなか都市開発, 鹿島都市開発(株), (財)茨城県開発公社, 茨城県土地開発公社, 茨城県住宅供給公社, 茨城県病院事業会計)</li> </ul>
16	7月19日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最終報告書案の検討</li> </ul>
17	9月25日(月) <定例会中>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県出資団体等の状況報告 茨城県土地開発公社, 茨城県住宅供給公社</li> <li>○ 最終報告書の決定</li> </ul>

3 第1次中間報告（緊急に対応されたい事項）

茨 議 第 398 号  
平成17年12月16日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

茨城県議会議長 石 川 多 聞

県出資団体等の課題及び改善策等に係る対応について

県議会では、県出資団体等や特別会計・企業会計に係る諸問題を踏まえた今後のあり方について調査、検討するため、県出資団体等調査特別委員会を設置し、精力的に調査を進めているところでありますが、今般、海野透委員長より、県出資団体等の課題及び改善策等に係る対応に関する審議の経過について報告がありました。

出資団体等の置かれている厳しい社会経済情勢に鑑み、現時点において緊急的な対応が必要と考えられる、別添「緊急に対応されたい事項」につきまして、今後早急に取り組まれるよう、特段のご配慮を強く望むものであります。

(別添)

## 緊急に対応されたい事項

### 1 全般的事項

- ① 減損会計導入に伴う正確な財務内容の把握  
減損会計を導入する団体においては、現在調査中である保有資産の時価評価結果を速やかに取りまとめさせ、損失額を早急に確定させること。
- ② 抜本の見直し策の決定  
設立目的の達成などにより、存在意義や存続の必要性が薄れている団体については、早急に廃止又は他団体との統合等について県の態度を明確にするとともに、必要な支援や調整を行うこと。
- ③ 計画的な改善策の実施  
組織の抜本の見直しや経営改善計画の策定に当たっては、県民に対する説明責任を果たしつつ、具体的な工程等を明らかにした実施計画書に基づき進めること。
- ④ 県関与の見直し等
  - ア 法人格を有する独立した団体としての自律性確保のため、県の人的・財政的支援は縮減すること
  - イ 県は、財団法人・特殊法人に対する、所管官庁、出資者、委託者として責任ある対応を図ること
  - ウ 独立性・営利性の高い株式会社においては、民間的な経営体制の徹底を図るよう働きかけること
  - エ 県退職者の出資法人等役員就任の原則廃止について検討すること
- ⑤ 経営責任の明確化  
今後の団体運営に当たっては、独立した事業主体として自らの責任で事業が遂行されるものであり、経営者の職務権限や責任を明確にさせておくこと。

### 2 個別的事項

[グリーンふるさと振興機構]：

- ・ 県としての県北振興方策の早期確定
- ・ 団体に求められる機能を存続させるための組織の抜本の見直し

[茨城県開発公社]：

- ・ 資産の時価評価の早急な確定、正確な財務内容の把握
- ・ 保有土地の早期かつ計画的な処分の推進
- ・ 団体の廃止または茨城県土地開発公社との実質的な統合の推進

- ・福祉施設部門の施設のあり方に関する方針の決定

[鹿島都市開発]：

- ・企業として今後の事業体制の再構築
- ・県からの人的関与の見直し
- ・ホテル部門経営の抜本的見直し

[ひたちなか都市開発]：

- ・法人の存廃の検討または活動地域および事業内容に関連性のある団体との合併の促進
- ・土地の転貸等，事業運営の見直し

[茨城県土地開発公社]：

- ・資産の時価評価の早急な確定，正確な財務内容の把握
- ・保有土地の早期かつ計画的な処分の推進
- ・団体の廃止または茨城県開発公社との実質的な統合の推進

[茨城県住宅供給公社]：

- ・資産の時価評価の早急な確定，正確な財務内容の把握
- ・保有土地の早期かつ計画的な処分の推進
- ・客観性，透明性に配慮した抜本的処理方策の推進
- ・関係者（金融機関・顧客等）との協議と信頼関係の維持
- ・団体の存廃決定

[茨城県病院事業会計]：

- ・救急医療など政策医療の実施及び医療の質の向上に向けた県立病院としての役割の明確化
- ・看護職員等の削減・給与の適正化などの経営改善に向けた抜本的見直し
- ・地方公営企業法の全部適用した後の経営改善に向けた取組みの的確な進捗管理
- ・全部適用による成果が見られなかった場合の他経営形態への移行の早期検討

#### 4 第2次中間報告に伴う改革工程表

(第15回委員会資料より)

資料1 財団法人グリーンふるさと振興機構

資料2 株式会社ひたちなか都市開発

資料3 鹿島都市開発株式会社

資料4 財団法人茨城県開発公社

資料5 茨城県土地開発公社

資料6 茨城県住宅供給公社

資料7 茨城県病院事業会計

第15回  
県出資団体等調査特別委員会資料

(財団法人グリーンふるさと振興機構)

平成 18年 6月 15日  
企 画 部

改革工程表 1 (取組内容等)

団体名:財団法人グリーンふるさと振興機構 | 所管部署名:企画部

解決すべき課題及び取り組むべき項目	取組内容及び処理期限等								
<p>1 県北地域振興方策の明示等 (1) 県北地域振興方策の明示</p>	<p>○新茨城県総合計画(策定:平成18年3月,計画期間:平成18年度から22年度まで)の地域計画において,県北地域が県北山間ゾーンと県北臨海ゾーンに細分化されるとともに,各ゾーンごとに地域づくりの方向と施策の展開の方向が明示され,その施策の一部を(財)グリーンふるさと振興機構が担うこととした。</p>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="526 481 750 739">県北山間ゾーンの施策展開の方向</th> <th data-bbox="526 481 750 1545">県北臨海ゾーンの施策展開の方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="750 481 845 739">豊かな自然環境を活かした新たな交流空間の形成と農林業等の振興</td> <td data-bbox="750 481 845 1545">我が国を先導する先端産業地域,競争力のあるものづくり産業地域の形成と地域特性を活かした農林水産業の振興</td> </tr> <tr> <td data-bbox="845 481 941 739">生活環境基盤の充実による過疎地域等の自立促進</td> <td data-bbox="845 481 941 1545">広域交通ネットワークを活かした快適で安全な臨海都市圏の形成</td> </tr> <tr> <td data-bbox="941 481 1101 739">首都圏を代表するグリーンツーリズム交流空間の形成</td> <td data-bbox="941 481 1101 1545">ブルーツーリズム等を活かした首都圏を代表する海洋交流空間の形成</td> </tr> </tbody> </table>	県北山間ゾーンの施策展開の方向	県北臨海ゾーンの施策展開の方向	豊かな自然環境を活かした新たな交流空間の形成と農林業等の振興	我が国を先導する先端産業地域,競争力のあるものづくり産業地域の形成と地域特性を活かした農林水産業の振興	生活環境基盤の充実による過疎地域等の自立促進	広域交通ネットワークを活かした快適で安全な臨海都市圏の形成	首都圏を代表するグリーンツーリズム交流空間の形成	ブルーツーリズム等を活かした首都圏を代表する海洋交流空間の形成
県北山間ゾーンの施策展開の方向	県北臨海ゾーンの施策展開の方向								
豊かな自然環境を活かした新たな交流空間の形成と農林業等の振興	我が国を先導する先端産業地域,競争力のあるものづくり産業地域の形成と地域特性を活かした農林水産業の振興								
生活環境基盤の充実による過疎地域等の自立促進	広域交通ネットワークを活かした快適で安全な臨海都市圏の形成								
首都圏を代表するグリーンツーリズム交流空間の形成	ブルーツーリズム等を活かした首都圏を代表する海洋交流空間の形成								
<p>(2) 圏域の見直し</p> <p>2 組織事業の見直し (1) 組織トップの常勤化・専任化と財源の確保 ① 組織トップの常勤化・専任化 ② 財源の確保</p>	<p>○新茨城県総合計画や機構事業との整合性を踏まえ,平成18年5月に次のとおりグリーンふるさと圏域の見直しを行った。 ①笠間市及び桜川市:圏域外へ ②日立市:旧十王町の区域から市全域へ</p> <p>○平成18年4月から理事長を常勤化し,旧里美村村長の佐川卓政氏<small>さかむらたかまさ</small>が就任した。</p> <p>○平成18年度から5年間,県からの補助金や基本財産の運用に加え,次により財源の確保を図る。 ①基本財産の一部取崩し ②圏域市町への事業費負担要請 ③旅行業参入(平成18年10月頃)による仲介手数料等</p>								



解決すべき課題及び取り組み組むべき項目	取組内容及び処理期限等
<p>(2) シンクタンクとしての役割発揮</p>	<p>○平成18年5月に、次の会議を設置し、今後5年間、地域が一体となって行う広域的な地域振興の課題解決を支援する。 また、平成18年4月に、事務局内に次の会議のとまりとめを行う総務・調査研究Gを設置した。</p> <p>①グリーンふるさと意識者会議 構成員：関係県議、市町長及び学識経験者等 役割：大局的な見地から、振興方策のあり方等についての提言・助言を行う。</p> <p>②グリーンふるさとパートナーシップ会議 構成員：関係課長、圏域市町関係課長及び地域活動団体 役割：有識者会議の提言等をもとに、具体的な施策の企画立案や、各種事業の連携・調整等を行う。</p>
<p>(3) 主要施策の重点化と政策目標の設定</p> <p>① 主要施策の重点化</p>	<p>○平成17年度に、従来事業の半分以上を整理し、今後5年間の主要施策を次の3つに絞った。 ① 地場産業の振興（起業化支援事業や地域づくり活動支援事業など） ② グリーン・ツームの推進（田舎体験推進事業やイノスタラクター育成事業など） ③ 交流居住の推進（田舎暮らし相談窓口事業や田舎暮らしPR事業など）</p>
<p>② 政策目標の設定</p> <p>3 進行管理結果の公表と法人存廃の再検討</p> <p>(1) 進行管理結果の公表</p> <p>(2) 法人存廃の再検討</p>	<p>○中期計画（策定：平成18年9月頃、計画期間：平成18年度から22年度まで）で、主要施策ごとに政策目標を設定し、毎年度終了後速やかに事業成果について適正に評価を行い、次年度の事業の効率的な推進に反映させる。</p> <p>○毎年度の進行管理結果を県議会に報告するとともに、(財)グリーンふるさと振興機構及び県のホームページ等で公表する。</p> <p>○県議会・市町長等の意見や政策目標の達成度等を踏まえ、平成22年度に存廃を含めた再点検を行う。</p>

改革工程表2(年度別計画)

		団体名：財団法人グリーンふるさと振興機構				所管部局名：企画部	
解決すべき課題及び取り組むべき項目		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
1 県北地域振興の方策の明示等	(1) 県北地域振興の方策の明示	◆ 方策の明示 (H18.3月)					
	(2) 圏域の見直し	◆ 圏域の見直し (H18.5月)					
2 組織事業の見直し (1) 組織トップの常勤化・専任化と 財源の確保	① 組織トップの常勤化・専任化	◆ 理事長の常勤化 (H18.4月)					
	② 財源の確保		◆ 毎年度基本財産の一部取崩しと圏域市町への事業費負担等により財源を確保				
(2) シンクタンクとしての役割発揮			◆ 旅行業参入 (H18.10月～)				
			◆ 事務局内に総務・調査研究G を新設(H18.4月)				
(3) 主要施策の重点化と政策目標の 設定	① 主要施策の重点化	◆ 有識者会議とパートナーシップ 会議の設置(H18.5月)					
	② 政策目標の設定		◆ 会議を定期的に関催(①有識者会議：年2～3回 ②パートナーシップ会議：年4～5回)				
3 進捗管理結果の公表と法人存廃の 再検討	(1) 進捗管理結果の公表	◆ 3施策に集約 (H18.3月)					
	(2) 法人存廃の再検討		◆ 目標設定				
						◆ 毎年度事業成果を適正に評価を行い、次年度の事業の効率的な推進に反映	
						◆ 毎年度の進捗管理結果を県議会に報告するとともに、ホームページ等で公表	
						◆ 再点検	

※注 ◆ は対応時期(◆)が明確な事項を表示、

は改革期間及び推進事項を表示

第15回  
県出資団体等調査特別委員会資料

(株式会社ひたちなか都市開発)

平成 18 年 6 月 15 日  
企 画 部

改革工程表 1 (取組内容等)

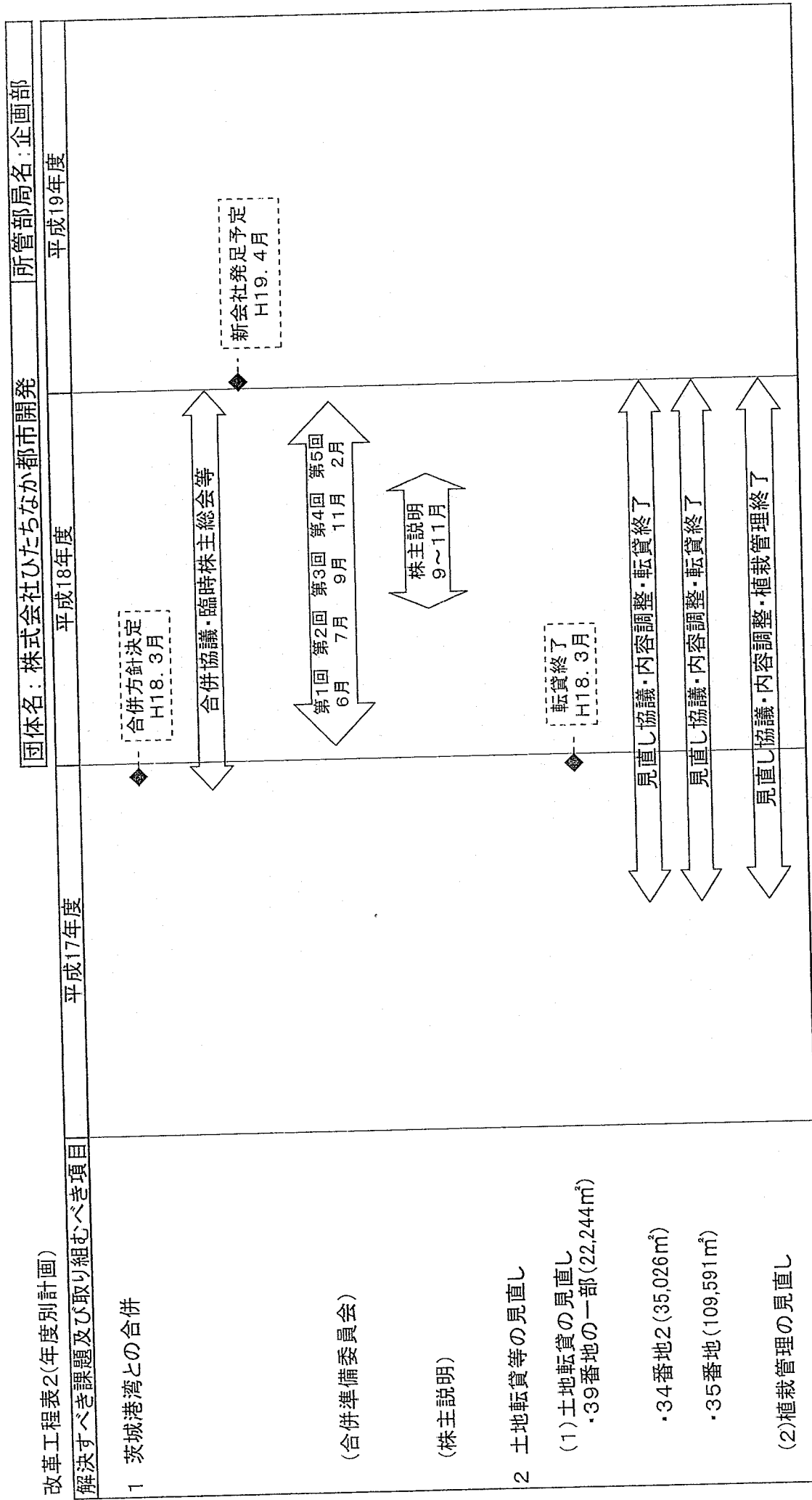
団体名:株式会社ひたちなか都市開発

所管部局名:企画部

取組内容及び処理期限等

解決すべき課題及び取り組むべき項目

<p>1 茨城港湾との合併  (合併準備委員会)</p> <p>(株主説明)</p>	<p>○合併比率の決定や組織体制など合併に向けて必要となる基本的な事項を整理し、合併の効果や目的、新会社の事業内容などについて株主の理解と協力を得て、臨時株主総会において合併の議決を行い、平成19年4月を目途として合併を目指す。</p> <p>・合併準備委員会を設置し、合併計画案の策定及び基本的事項を検討する。 第1回 6/2開催 (第2回 7月、第3回 9月、第4回 11月、第5回 2月)</p> <p>※ 株主説明の状況により開催時期変更有 委員会メンバー:茨城港湾(株)副社長(委員長)、(株)ひたちなか都市開発常務(副委員長)、港湾課長(委員)、ひたちなか整備課長(委員)</p> <p>・(株)ひたちなか都市開発及び茨城港湾(株)の株主の理解と協力を得るため、株主説明を行う。 ※ 9～11月実施予定</p>
<p>2 土地転貸等の見直し (1)土地転貸の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 39番地の一部(22,244㎡)</li> <li>・ 34番地2(35,026㎡)</li> <li>・ 35番地(109,591㎡)</li> </ul> <p>(2)植栽管理の見直し</p>	<p>○茨城県土地開発公社との土地賃貸契約については、契約期間の更新時や合併を機に土地開発公社による直接賃貸への変更を進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時駐車場として貸し付けていた土地(39番地の一部)については、1年更新の契約となっていたため、契約期間の更新時である平成18年4月より直接賃貸への変更を行った。</li> <li>・駐車場用地として貸し付けている土地(34番地2)については、茨城港湾(株)との合併時期に合わせ直接賃貸への変更を行う予定。</li> <li>・店舗用地として貸し付けている土地(35番地)については、茨城港湾(株)との合併時期に合せ直接賃貸への変更を行う予定。</li> </ul> <p>○平成19年度より植栽管理は行わない。</p>



※注 ◆ 対応時期(◆)が明確な事項を表示、 ⇄ は改革期間及び推進事項を表示

第15回  
県出資団体等調査特別委員会資料

( 鹿島都市開発株式会社 )

平成 18年 6月15日  
企 画 部

改革工程表 1 (取組内容等)

団体名 : 鹿島都市開発株式会社

所管部署名 : 企画部

解決すべき課題及び取り組むべき項目	取組内容及び処理期限等
<p>1 ホテル部門の経営改善</p> <p>(1) 売上げ拡大への取組み</p> <p>① ホテル部門全体の取組み</p> <p>② ホテル部門分野別の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊</li> <li>・ 婚礼</li> </ul>	<p>○平成18年度には近隣で2カ所の婚礼施設(ハウスウェディング形式)が開業するため婚礼受注は一層激しい状況にあるが、中期経営計画(計画期間:平成17年度~21年度)をもとにホテル部門・各分野ごとに総合的な売上げの拡大策、コスト削減策を展開し、経営改善を図る。</p> <p>○顧客満足度の向上に積極的に取り組む。(中期経営計画・新コンセプト「大切にします お客様の声」の徹底) &lt;具体策&gt; ・各分野でのアンケートの実施により顧客ニーズを的確に把握</p> <p>・毎日のミーティングを充実させ、顧客の改善要求・日々の業務見直しに迅速に対応</p> <p>○「新館開業7周年記念」をコンセプトにした新規商品等を検討・実施していく。</p> <p>※おかげさまで7周年検討委員会(H18年4月設置・社内組織)による検討・開発</p> <p>&lt;具体策&gt; ・7・8月の7の付く日限定、7室(ロイヤルスイート:1・Jrスイート:1・ツイン:5)を7割割引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・K-1魔装斗トーク・デイナーショー(特別宿泊プラン同時販売)の開催</li> <li>・新館入居テナントとの共同イベント(例:スタンプリナー、福袋の実施)</li> </ul> <p>○広報PRを充実させ、利用拡大につなげていく。</p> <p>&lt;具体策&gt; ・ホームページの全面改訂【18年1月改訂】※アクセス実績・約9,000件/月</p> <p>○顧客の利用しやすさに配慮し、宿泊稼働率をより一層の向上を図る。</p> <p>&lt;目標&gt;平成21年度:71.5%(H17実績:64.8%)</p> <p>&lt;具体策&gt; ・インターネットLAN環境を新館全室に整備しビジネス客拡大【H18年7月供用開始】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・首都圏の旅行代理店等との連携強化による販売網の拡大(3ヶ月毎に訪問し商品PR)対象6社</li> <li>・インターネット宿泊専門サイトへの掲載による宿泊ネット予約の充実</li> <li>・土日祝日の稼働率向上のために「週末・レジャーシーズンの企画商品」「季節商品」のリニューアルを適切に実施</li> </ul> <p>○ホテルウェディングの魅力をアピールする新たな商品開発等に取り組み、婚礼受注を増加させる。</p> <p>※婚礼総合力強化委員会(H18年4月設置・社内組織)による検討・開発</p> <p>&lt;目標&gt;平成21年度:205件(H17実績:158件)</p> <p>&lt;具体策&gt; ・ハウスウェディング施設との違いを明確にしたサービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(例:成約カッブルに対するロイヤルスイートルームのプレゼント等)</li> <li>・ブライダルフェアの開催、婚礼プランナーによるコーディネート等による婚礼強化</li> <li>(例:㈱ゼクシィとのブライダル勉強会の開催【年間2回】、婚礼プランナーの育成等)</li> </ul>

解決すべき課題及び取り組みむべき項目	取組内容及び処理期限等
<p>・ 一般宴会</p> <p>・ レストラン</p> <p>・ 温泉</p> <p>(2) コストの削減等</p> <p>① 原価低減への取組み</p> <p>② 人件費抑制・人材活用の取組み</p>	<p>○ 景気回復基調等の状況を的確にとらえ、きめ細かな一般宴会獲得強化策を展開していく。</p> <p>※ 販売拡大戦略検討委員会 (H18年4月設置・社内組織) による検討・開発</p> <p>【H18年6月までに総合的な販売戦略を決定し、7月から本格実施】</p> <p>＜今年度から開始・強化した具体策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「お悔やみ情報」を収集し、法事ご案内のダイレクトメールを実施</li> <li>・ 利用者情報(法人, 団体, サークル等)のデータベース化により定期的なセールス活動等を実施</li> <li>・ 臨海工業地帯立地企業等 (約200社) への訪問セールスの展開</li> <li>・ 鹿行地域, 千葉県東総地域を重点地域としたキャンペーンセールスの実施</li> <li>・ 忘新年会等宴会料理の試食会を開催 (年間2回) 等</li> </ul> <p>○ 魅力ある企画商品の開発・販売, 営業時間の見直し等により顧客拡大を図る。</p> <p>＜具体策＞・ カジュアルレストラン「セピア」(都市開発直営)での土日夜間営業の開始, ファミリー層を対象としたブッフェ方式の企画商品の継続的なりリニューアルの実施等</p> <p>【土日夜間営業 (17:30～20:00) はH18年4月から実施 ※他3店舗は既実施】</p> <p>○ リピーター客の一層の確保を図る。 ※平成14年度開業以来確実に利用者数が増加</p> <p>＜具体策＞・ 独自の多彩な催事イベントの企画・実施, ホテルと連携した各種温泉パックの販売等</p> <p>○ 仕入れ先, 仕入れ方法等の積極的な見直しにより原価 (原材料費) の低減に取り組む。</p> <p>※実績: H13年度とH17年度の対比で売上対原材料費率を既に7.66%低減</p> <p>＜目標＞平成21年度: 28.0% (H17実績: 29.75%)</p> <p>○ サービスの質の向上とのバランスを保ちながら人件費削減・人材活用に取り組む</p> <p>・ 人員削減による人件費の抑制 ※実績: H13-H17の年度ベースで165百万円削減 (人員減(26人), 給与削減)</p> <p>＜目標＞人員を平成18年度～21年度の4年間で9人(13%)削減 (H18当初:69人→H21:60人→低減)</p> <p>＜具体策＞・ 早期退職制度を導入【H19年1月までに制度化】, 退職不補充等</p> <p>○ 人材活用策の検討・実施</p> <p>＜具体策＞・ 新たな人事制度の検討・導入等による「やりがいのある職場づくり」の推進</p> <p>・ 婚礼プランナーの育成など営業職員の強化【H18年10月までに育成】</p>



解決すべき課題及び取り組むべき項目	取組内容及び処理期限等
<p>2 施設管理部門の経営改善</p>	<p>○競争入札制度、指定管理者制度等に対応するため、企画提案力、技術力の向上等により競争力を強化し、既受託事業の継続受託や新規受注の拡大に取り組む。  ※「施設部門競争力強化検討委員会」(H18年6月設置・社内組織)により強化策を検討  &lt;今年度取り組んでいる具体策&gt;  ・各種協会主催の研修会、研究会等への積極的な参加による情報収集、事例調査の実施(H18年度計9回)  ・計画的な社員研修(研修会、研究会等への派遣)の実施、新規資格取得支援等による各種資格取得、技術力の向上 ※H18年5月現在、延べ86種461資格者、H18年度研修会参加計画:38人受講</p>
<p>3 不動産部門の経営改善  (1) 保有土地販売価格の見直し等  (2) 入居率向上のための取組み強化</p>	<p>○販売用不動産について、地域における近隣の取引事例価格や路線価格などの地価動向も踏まえ、販売価格を見直し、早期販売を図る。</p> <p>○入居募集活動の強化、不動産業者との連携等によりテナント入居率の向上を図る。  &lt;目標&gt;平成21年度:82.2%(H17年度実績:69.5%)  &lt;具体策&gt;①入居募集活動の強化策  ・株主企業、鹿島臨海工業地帯立地企業等への入居募集活動を展開(月5件以上の訪問活動実施)  ・県企業立地推進本部東京本部との連携等により首都圏企業への入居募集活動を実施  ・ホームページの充実による入居募集活動(17年8月改定)  ※アクセス実績 560件/月←改定前100件/月</p> <p>②不動産業者との提携  ・不動産業者との提携を締結し、物件の情報交換等により賃貸物件等の販売を促進  H18年5月時点:提携9社→19年3月までに5社と新規提携→以後毎年3社と新規提携を目標  ・提携地元不動産業者とのホームページの相互リンク強化</p> <p>○遊休施設の積極的な利活用により事業収益の向上を図る。【H18年7月までに方針を検討し決定する。】  &lt;具体策&gt;・本館14階については、その眺望を活かすことのできる料飲施設等を中心に誘致活動を実施し、宿泊客等利用者のサービス向上を図る。  ・旧常陽銀行跡建物については、事務所・店舗等のテナントを誘致し、鹿島地域の商業・業務の核としての機能集積を図る。</p>

取組内容及び処理期限等

解決すべき課題及び取り組むべき項目

4 自社内の資産・債務の正確な状況把握 (減損会計の導入)

○平成17年度決算に当たり減損損失を測定  
外部の公認会計士2人に委託し、資産・債務の正確な状況把握を行い、資産に減損損失を測定  
(単位：百万円)

用途	種類	場所	減損損失
鹿島セントラルホテル新館	建物, 構築物, 什器備品ほか	神栖市大野原	5,634
北若松団地・山見山亭	建物, 構築物, 什器備品ほか	神栖市柳川字若松ほか	70
計			5,704

○公認会計士による自社内の資産・債務の正確な状況を継続的に把握できるよう監査体制を強化  
<具体策>・会計監査人を1名から2名体制に変更【現在1名, H18年6月の定時株主総会に提案】

5 経営体制の強化とホテル事業の運営形態等の検討

○減損会計導入等による大幅な債務超過を踏まえ、抜本的な経営改善を図るため、外部有識者を含めた委員会を立ち上げ、実践的かつ具体的な改善策の検討・とりまとめを行い、健全経営を継続できる体制を確立していく。

(仮称) 鹿島都市開発㈱経営改善委員会の設置【H18年7月上旬】

<委員構成> 13名程度 (県：3名, 会社・地元企業等：4-5名, 学識経験者：4-5名)

<スケジュール> 平成18年11月末までに改善策をとりまとめ

<主要検討項目>

- ・売上げ拡大策 (経営資源の十分な活用方策, 婚礼部門の受注策, 接客技術の向上策等)
- ・コスト等削減策 (仕入れ方法の改善等原価低減策, ムリ・ムダの排除策等)
- ・経営体制の整備 (組織改革, 外部人材の活用策, 人材活用・育成策等)
- ・今後の資金計画の策定 (資金計画の策定, 借入金の円滑な償還計画等)

※改善策は全社をあげて着実に実践していくことを義務づけ

6 進行管理結果の公表

○毎年度の進行管理結果を県議会で報告するとともに、鹿島都市開発株式会社及び県のホームページ等で公表する。

改革工程表 2 (年度別計画)

解決すべき課題及び取り組みむべき項目	平成17年度(実績)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1 ホテル部門の経営改善 (1) 売上げ拡大への取り組み強化 ① ホテル部門全体の取り組み ② ホテル部門分野別の取り組み	おかげさまで7周年 検討委員会設置 (H18.4月) ◆	◆	◆	◆	◆
・宿泊稼働率	64.8%	67.3%	68.7%	70.1%	71.5%
・婚礼組数	158件	180件	185件	190件	205件
(2) コスト削減等					
① 原価低減への取り組み					
② 人件費抑制					
2 施設管理部門の経営改善 ・受託件数					
	削減: 11人				
	15件	14件	14件	14件	16件
			原価(原材料費)率: 4年間で1.75%低減		
			社員数: 4年間で13%(9人)削減		

※注 ◆..... は対応時期 (◆) が明確な事項を表示, ⇐ ⇨ は改革期間及び推進事項を表示

	平成17年度(実績)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
解決すべき課題及び取り組みべき項目					
3 不動産部門の経営改善	69.5%	76.1%	78.1%	80.2%	82.2%
・テナント入居率					
・遊休施設の利活用					
4 自社内の資産・債務の正確な状況把握(減損会計の導入)	精査, 決算反映	方針の検討・決定(H18.7月)	公認会計士2人体制(H18年7月～), 日常的財務管理徹底⇒資産・債務状況の正確性の継続的向上		
5 経営体制の強化とホテル事業の運営形態等の検討		・委員会の設置 ・開催, 検討			
・委員会設置, 検討					
・中間報告	中間報告(H18.8月)	中間報告の実施			
・最終報告		最終報告(H18.11月)			
6 進行管理結果の公表					
					最終報告の実施(実践的かつ具体的な取組みが可能となる体制を構築し改善策を確実に展開していく)
					↓ (最終報告として実施へ移行)
					毎年度の進行管理結果を県議会で報告するとともに, ホームページ等で公表

第15回  
県出資団体等調査特別委員会資料

(財団法人茨城県開発公社)

平成 18 年 6 月 15 日  
企 画 部

改革工程表 1 (取組内容等)

団体名:財団法人茨城県開発公社 所管部局名:企画部

解決すべき課題及び取り組むべき項目

取組内容及び処理期限等

1 保有土地の処分  
(1) 新たな分譲目標の設定

○工業団地保有地の分譲促進については、開発公社第六次基本計画(平成18年度～22年度)において新たな分譲目標を設定した。  
○未造成工業団地については、企業ニーズと保有土地の需給バランスが回復するまでは造成工事先送り措置を継続するなど、「茨城県工業団地健全化基本方針」に基づき事業管理を適切に行っていく。

【工業団地分譲目標(第六次基本計画)】

- ・分譲・造成中団地: 7団地103.4ha(平成18年3月31日現在)
- ・分譲目標面積(単位:ha)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	合計
分譲計画	6	30.6	6	6	6	54.6

- \*単年度分譲目標面積6haは、前計画期間中(平成13年～17年度)の平均分譲実績2.9haの約2倍を目標として設定。
- \*平成19年度の30.6haには、平成19年度に企業へ全面積引き渡し予定のつくば明野北部工業団地24.6haを含む。

(2) 多様な分譲手法の活用等

○企業誘致体制を強化するため平成18年度から開発公社内に企業誘致部を設置し、優遇税制等の企業誘致策や企業ニーズに対応した多様な分譲手法を活用しながら県と開発公社が一体となって積極的な誘致活動を強力に展開し、早期分譲に向け全力で取り組んでいく。

【多様な分譲手法の活用等】

- ①企業ニーズに対応した多様な分譲手法の活用
  - ・企業立地促進事業(仲介手数料),リース方式, 割賦分譲方式等の活用及びPRの強化
  - ・区画分割分譲, オアダーメイド方式による分譲
- ②県,市町村の各種優遇制度の活用
  - ・県,市町村の優遇措置(税制,融資,補助金)の活用及び当該制度のPR強化
- ③県と一体となった積極的な誘致活動
  - ・県との連携による効果的な企業訪問の徹底と情報収集の強化
  - ・全国主要都市における各種説明会への参加
  - ・企業誘致エキスポートの活用(県委託事業)
  - ・県補助事業によるPR活動(経済誌への広告掲載, 産業展への出展)の強化

解決すべき課題及び取り組みべき項目	取組内容及び処理期限等
<p>2 組織・事業の見直し  (1) 土地開発公社との全面的一体化</p> <p>(2) 金利負担の軽減策</p> <p>(3) いこいの村廻沼の経営改善策</p> <p>(4) 砂沼サンビーチの運営のあり方の早期決定</p>	<p>○開発公社と土地開発公社は、次のとおり、業務内容・業務量等に応じた組織改編など、なお一層の効率化に努め、両法人格を残すものの、平成20年度には全面的に一体化を図る。  【平成18年度】・「産業用地課」と「建設課」を統合し「用地建設課」を新設した。  【平成20年度】・「用地建設課」と土地開発公社「公共用地課」を統合する。</p> <p>○開発公社に対する融資に係る金融機関の評価が厳しくなっている中、融資条件等について金融機関との交渉を行いながら低金利資金の調達を進めるなど、各年度金利負担軽減策について検討を行っていく。</p> <p>○平成18年度からいこいの村廻沼に宿泊施設の経営にノウハウを有する職員を「総支配人」として配置し、経営体制を強化した。</p> <p>○宿泊定員利用率の向上を目指し、平日利用客の獲得に向けた新たな企画商品の開発や企業及び各種団体等への訪問セールス活動を積極的に行うなどPR活動をより一層強化して集客に努め、経営の改善を図っていく。  ※目標値：宿泊定員利用率65%（平成17年度実績 58.2%）  ※推進策  ①平日利用客向けの企画商品の開発  ②サービス向上のため職員の意識改革を徹底  ③利用客の多様なニーズに対応した施設改修計画の検討と対策の実施  ④企業等への訪問セールス活動を積極的にを行い団体利用客の増加を図る。</p> <p>○当面は経費削減等による経営の効率化や集客増に向けた取り組みを進める等経営改善を行いながら運営を継続する。  ※目標値：プール入場者数15万人（平成17年度実績 12万6千人）  減価償却前利益で収支が均衡する入場者数を目標と定め、赤字幅の圧縮を図る。</p> <p>○施設の存続等について、平成19年度を目的に他の団体への移管や移管できない場合の廃止も含め、地元団体の意向を十分に踏まえながら検討を進め、平成20年度から検討結果を踏まえた対策を実施していく。</p>

解決すべき課題及び取り組むべき項目	取組内容及び処理期限等
<p>(5) ワークスペースイン江戸の運営のあり方等の早期決定</p> <p>3 進行管理結果の公表</p>	<p>○ロケ利用と入場者の増加を目指し、「ロケ機能」を強化するとともに「撮影現場を見学できる施設」への転換を進め、経営の効率化を図る。 *目標値：ロケ日数170日、入場者数80,000人</p> <p>○ロケ事業の映像関連連会社への委託や、施設の貸付・譲渡も含めた施設運営のあり方について、地元団体の意向も踏まえながら検討を進め、平成20年度までの経営改善状況を詳細に分析したうえで、平成22年度までには結論を出していく。</p> <p>○毎年度の進行管理結果を県議会に報告するとともに、開発公社及び県のホームページ等で公表する。</p>



		団体名：財団法人茨城県開発公社				所管部署名：企画部	
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
1 解決すべき課題及び取り組みの処分 保有土地の処分	(1) 新たな分譲目標の設定	6 ha	30.6 ha	6 ha	6 ha	6 ha	
	(2) 多様な分譲手法の活用等	企業誘致部設置 (H18.4月)					
2 組織・事業の見直し (1) 土地開発公社との全面的一体化							
		産業用地課と建設課を統合し、用地建設課を新設。(H18.4月)		開発公社用地建設課と土地開発公社共用地課を統合 (H20.4月)			
(2) 金利負担の軽減策							

6 ha

30.6 ha

6 ha

6 ha

6 ha

企業誘致部設置  
(H18.4月)

産業用地課と建設課を統合し、用地建設課を新設。(H18.4月)

開発公社用地建設課と土地開発公社共用地課を統合  
(H20.4月)

多様な分譲手法の活用等により、分譲目標達成を図る

組織改編による全面的一体化の推進

低金利資金の調達を進めるなど、各年度金利負担軽減策について検討を行う

※注

は対応時期(◆)が明確な事項を表示、



は改革期間及び推進事項を表示

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
解決すべき課題及び取り組みむべき項目					
(3) いこいの村廻沼の経営改善策 経営体制の強化	<p>総支配人の新設 (H18.4月)</p>				
経営改善の推進 (目標値：宿泊定員利用率65%)	<p>①企画商品の開発、②サービス向上のため職員の意識改革を徹底、③利用客のニーズに対応した施設改修計画の検討④PR活動の推進</p>		<p>①企画商品の見直し、②企業等への訪問セールス活動を積極的に行うことによりPR活動を強化して、経営改善を図っていく</p>		
(4) 砂沼サンビーチの運営のあり方の早期決定		施設の存廃等について検討		検討結果を踏まえた対策の実施	
(5) ワークステーション江戸の運営のあり方等の早期決定			<p>①ロケ機能強化、②新規ロケ誘致によりロケ収入の増加を図り、経営効率化を推進</p>		
		映像関連会社への委託、施設の貸付・譲渡について可能性を調査	経営改善状況を詳細に分析		
			可能性調査結果、経営改善状況の分析結果及び地元団体の意向を踏まえ、施設運営のあり方等について検討を進める		
3 進行管理結果の公表					
					毎年度の進行管理結果を県議会に報告するとともに、ホームページ等で公表

第15回  
県出資団体等調査特別委員会資料

(茨城県土地開発公社)

平成 18 年 6 月 15 日  
土木部・企画部

解決すべき課題及び取り組むべき項目	取組内容及び処理期限等
<p>1 債務超過の解消 国の土地開発公社経営健全化対策の活用等</p>	<p>○平成17年度決算における債務超過額は、約97億2千1百万円である。</p> <p>○県は、国の支援策である「土地開発公社経営健全化対策」を活用した支援策を策定し、平成18年度中に公社に対し無利子貸付を行うなど財政的支援を行い抜本的対策を講じる。</p> <p>○次のおおりに「土地開発公社経営健全化計画」を策定し、国に提出し承認を得る。 (平成18年3月31日提出)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画期間 平成18年度～平成22年度(5カ年)</li> <li>2 経営健全化の目標 5年以上保有土地(公有用地、開発事業用地、代替地)の売却等を進め、それらの土地に係る平成16年度末簿価総額(537億5千5百万円)を3分の1以下(175億7千4百万円)に縮減する。</li> <li>3 県による支援内容             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保有土地(再評価額:約226億円)に係る民間金融機関からの借入金返済のため、地方債を活用した無利子貸付の実施を検討する。</li> <li>(2) 債務超過(約97億2千1百万円)を解消するため、無利子貸付を実施するとともに、清算のための助成措置等について検討する。</li> </ol> </li> </ol>
<p>2 保有土地の処分 (1) 県などの保有土地の計画的買い戻し</p>	<p>○県などが買い戻すべき公有用地については、5年以内に計画的に買い戻す。</p> <p>○代行用地(桜の郷地区)については、各年度の分譲実績に応じて買い戻す。</p> <p>○買い戻す公有用地等は、平成17年度末の買い戻しにより、これまでの約160haから76.8haに確定。</p> <p>○公有用地の先行取得に当たっては、県等の重要施策事業等に関連する事業等緊急性が高く、短期的、集中的に事業推進を図る必要性がある箇所に限定する。</p>

解決すべき課題及び取り組みむべき項目	取組内容及び処理期限等
(2) ひたちなか地区等の処分策	<p>○ひたちなか地区(45.8ha)については、土地利用計画に沿いながら、今後10年間を用途に売却を進める。 なお、売却までの間、需要に応じて貸付けも行う。</p> <p>○土浦市滝田地区(2.0ha)については、公共公益施設用地としての売却を原則とするが、土地利用の需要に応じた他用途での土地売却をも視野に入れ、平成22年度までの売却を目標とする。</p>
(3) 代替地等の処分策	<p>○市街化区域内の代替地(6地区:0.8ha)については、一般競争入札等により、平成19年度までに処分を図る。 入札に当たっては、ダイレクトメールやホームページを活用して広く情報の提供に努め、需要の掘り起こしに努める。</p> <p>○市街化調整区域内の代替地(67地区:19.7ha)については、今後10年間を用途に出来る限り処分に努める。 処分に当たったっての課題等を整理するため、個々の土地に関する利用、売却のスキームを検討する専門部会と業者へのヒアリング調査等土地処分の具体的検討を行うワーキングチームを設置し、所在市町村への利用の働きかけを含めた具体的な処分方法を検討する。</p> <p>○これらの代替地については、公法により処分用途が著しく制限されているため長期保有になりがちであるので、より弾力的な処分が可能となるよう、制限の緩和を国に要望する。</p>
3 組織・事業の見直し 開発公社との全面的 一体化等	<p>○平成12年4月以降、両公社との管理業務部門の統合や常勤役員の一元化など効率的な運営を行ってきたところである。今後とも、業務内容・業務量等に応じた組織改編など、なお一層の効率化に努め、両法人格を残すもの、平成20年度には全面的な一体化を図る。 【平成18年度】・「高速道路課」を廃止し、「公共用地課」に統合した。 ・新線関連部を二課体制から一課体制へ縮小した。 【平成20年度】・「公共用地課」と開発公社「用地建設課」を統合する。</p>
4 進行管理結果の公表	<p>○公共用地の先行取得に伴う代替地取得については、確実に処分できる箇所に限定する。</p> <p>○毎年度の進行管理結果を県議会に報告するとともに、土地開発公社及び県のホームページ等で公表する。</p>

改革工程表2(年度別計画)

団体名：茨城県土地開発公社 所管部局名：土木部・企画部

解決すべき課題及び取り組むべき項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
<p>1 債務超過の解消</p> <p>・国の土地開発公社経営健全化対策の活用等(平成18年3月「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」を国に提出)</p>										
<p>2 保有土地の処分</p> <p>(1) 県などの保有土地の計画的買い戻し</p> <p>(一) 一般公共部門：公有用地(48.5ha)</p> <p>(二) ひたちちなか地区等の処分策</p> <p>(一) 一般公共部門：代行用地、桜の郷(28.3ha)</p> <p>(二) ひたちちなか地区(34.8ha)</p> <p>(一) ひたちちなか地区(11.0ha)</p> <p>(二) 土浦市滝田地区(2.0ha)</p>										

※注 ◆は対応時期(◆)が明確な事項を表示 〓は改革期間及び推進事項を表示

解決すべき課題及び取り組むべき項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
(3) 代替地の処分策 【市街化区域】 (一般公共部門)(4地区:0.7ha) (新線関連部門)(2地区:0.1ha)		4地区 0.7ha 2地区 0.1ha								
【市街化調整区域】 (一般公共部門)(36地区:8.2ha) (新線関連部門)(31地区:11.5ha)										
3 組織事業の見直し 開発公社との全面的一体化等										
4 進行管理結果の公表										

各年度概ね3地区約1haを目標に処分を進める。

各年度概ね3地区約1haを目標に処分を進める。

組織改編による全面的一体化

高速道路課を廃し、公共用地課に統合。新線関連部を2課から1課体制へ縮小(H18.4月)

公共用地課と開発公社用地建設課を統合し、全面的一体化を完了(H20.4月)

毎年度の進行管理結果を県議会で報告するとともに、土地開発公社及び県のホームページ等で公表。

第15回  
県出資団体等調査特別委員会資料

(茨城県住宅供給公社)

平成 18 年 6 月 15 日  
土 木 部



改革工程表 1 (取組内容等)

団体名:茨城県住宅供給公社 所管部局名:土木部

取組内容及び処理期限等

解決すべき課題及び取り組むべき項目

1 債務超過の解消  
 ○ 会社の平成17年度決算は、46.1億円の債務超過となった。  
 ○ この債務超過額については、県は平成18年度中に公社に対し無利子貸付などを行い、抜本的対策を講ずる。

2 保有土地の処分  
 (1) 分譲中団地 (10 団地)  
 ○ 平成17年度から21年度までの5年間を集中的な処分推進期間とし、年度ごとの具体的な販売目標を設定するとともに、

- ① 団地ごとの立地特性、在庫数等を踏まえた具体的な販売戦略を推進する、
- ② 民間事業者との共同事業を積極的に推進する、

ことにより、期間内での完売を達成する。

【経営改善緊急対応プログラム (H18. 3 修正)】

年度	H17	H18	H19	H20	H21	総計
戸数	123	186	200	125	107	741

※平成17年度当初計画722戸に、年度中途において他用途処分計画としていた紫尾団地19区画を追加変更した。

(2) 事業凍結中団地 (6 団地)  
 ○ 住宅計画戸数を、当初計画約2,800戸から下方修正し、半数程度とする。また、各団地の立地特性を踏まえ、業務用地としての処分も推進するとともに、公社における財政負担を抑制するため、大ロット又は街区ごとの処分を原則とする。なお、民間事業者の誘致・誘導に際しては、県産業立地推進本部、さらには地元市町村や不動産関連事業者など、各方面との連携を積極的に行っていく。これらの方針の下、平成26年度を目標に処分を推進する。

取組内容及び処理期限等

解決すべき課題及び取り組みむべき項目

- ①北条団地, ②西十三奉行団地, ③プロヴァンス笠間については, 一次造成まで進捗し, 幹線道路が整備されていることから処分を先行する。処分にあたっては, 平成18年度中に, 民間事業者を公募により選定し, 公社と民間事業者との調整により, 街づくり計画を作成する。街づくり計画は, 住宅用地と業務用地での土地利用を前提とするが, 市街化調整区域内に立地する団地については, 都市計画法の制約があるため, 地区計画制度を活用する。
- ④百合が丘ニュータウン環境共生地区については, ハウスメーカーとの街づくり検討会で事業計画を作成中であるが, 事業計画作成後, ハウスメーカーと共同で, 計画に沿った事業を展開する。
- ⑤大貫台団地については, 処分に向けて, 地元町・関係機関と協議を進めているが, 平成18年度中に, 土地利用計画を策定するとともに, 併せて民間事業者の誘導方策, 公共施設の整備主体・整備手法などの調整を行っていく。
- ⑥水戸ニュータウン2期・3期地区については, 1期地区の分譲動向, 需要等を踏まえつつ, 当初の住宅計画戸数を下方修正する方向で見直しを行う。(当初計画 戸建て1,200戸, 集合500戸 合計1,700戸)  
ただし, 計画変更には, 事業計画の変更認可が必要となるため, 地元市町, 国など関係機関の理解を求めするための調整を行っていく。

【事業凍結中団地処分目標】

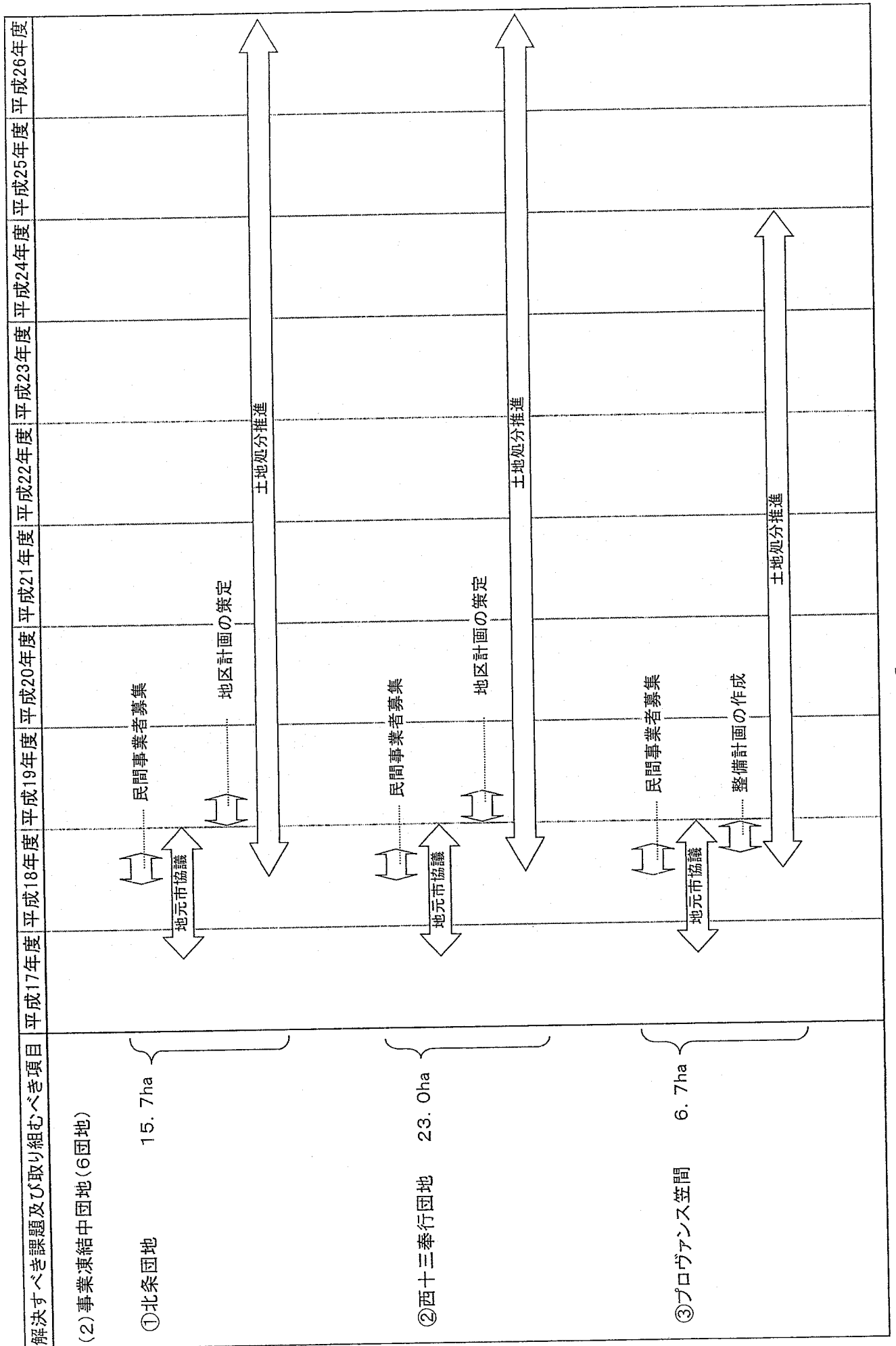
年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計
面積 (ha)	1	1	3	20	28	30	30	29	41	36	219
								(2)	(21)	(19)	(42)

※ ( ) : 調整池などの公共施設用地で内数

解決すべき課題及び取り組みべき項目	取組内容及び処理期限等
(3) 小規模保有地等	<p>○既成団地内余剰地・代替地などは、地元市町村における公共・公益的利活用の意向を確認し、地元市町村への処分を推進する。</p> <p>なお、利活用の予定がない場合には公募等により処分を推進する。</p> <p>○公共施設（用地を含む）は、早急に地元市町村との協議を進め、移管を促進する。既成団地内の公共施設は3年以内、分譲中団地内の公共施設については5年以内に移管を行う。</p>
(4) 販売実績の管理の徹底	<p>○目標を達成するため、民間事業者との共同事業をこれまで以上に強力に推進する。</p> <p>○年度ごとに、販売実績を踏まえ処分計画をローリングするとともに、目標達成に到らなかった場合には、その原因を分析し、団地ごとに抜本的に販売戦略を見直すなどして、目標達成に努める。</p> <p>○目標達成に向けては、役員が一丸となって取り組むとともに、実績・成果に応じた処遇方策等について早急に検討していく。</p>
3 自主解散時期の決定	<p>○今後10年間（平成26年度用途）は、保有土地の処分に全力を尽くすこととし、保有土地の処分の用途がたった時点で、自主解散の手続きを進める。</p>
4 進行管理結果の公表	<p>○毎年度の進行管理結果を県議会に報告するとともに、住宅供給公社及び県のホームページ等で公表する。</p>

改革工程表2(年度別計画)		所管部局名:土木部													
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度				
解決すべき課題及び取り組みむべき項目		資産再評価	予算措置												
1 債務超過の解消															
2 保有土地の処分 (1)分譲中団地(10団地) (分譲中団地処分目標) 741戸		123	186	200	125	107									
①水戸ニュータウン1期 220戸		24	38	46	60	52									
②百合が丘ニュータウン 257戸		24	48	65	65	55									
③里美白幡台団地 7戸		0	7												
④桂たかね台団地 32戸		1	10	21											
⑤市毛団地 18戸		6	7	5											
⑥第2千代田南団地 74戸		12	28	34											
⑦上高津団地 19戸		11	8												
⑧永国団地 45戸		11	18	16											
⑨紫尾団地 34戸		22	12												
⑩潮来サニータウン 35戸		12	10	13											

※注 〓 は改革期間及び推進事項を表示



解決すべき課題及び取り組むべき項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
④百合が丘ニュータウン(環境共生地区) 17.5ha		事業化検討会		事業計画の作成						
⑤大貫台団地 69.6ha				開発方針・整備計画の作成						
⑥水戸ニュータウン(2期・3期地区) 86.6ha			事業計画見直し	変更認可等						
(凍結中団地処分目標) 219ha	1	1	3	20	28	30	30	29 (2)	41 (21)	36 (19)

\* ( ): 調整池などの公共施設用地で内数

解決すべき課題及び取り組むべき項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
(3)小規模保有地等 (小規模保有地処分量目標) 55ha	13 (1)	7 (3)	10 (8)	7 (3)	18 (3)						
	* ( ): 調整池などの公共施設用地で内数										
(4)販売実績の管理の徹底	民間事業者との共同事業の推進										
	実績を反映した販売計画の策定										
3 自主解散時期の決定	実績・成果に応じた処遇方策等										
	実績・成果に応じた処遇方策等の検討										
4 進行管理結果の公表	毎年度の進行管理結果を県議会に報告するとともに、ホームページ等で公表										

第15回  
県出資団体等調査特別委員会資料

(病院事業会計)

平成 18 年 6 月 15 日  
病 院 局



改革工程表 1 (取組内容等)

団体名:病院事業会計

所管部局名:病院局

解決すべき課題及び取り組むべき項目	取組内容及び処理期限等
<p>1 早急な経営改善</p> <p>(1) 看護職員の削減</p> <p>(2) 給与の見直し</p>	<p>○ 県立病院の経営責任の所在は、4月からの地方公営企業法の全部適用を契機に病院事業管理者に集中することとなったが、その管理者のもと職員が一丸となって、今年度から平成21年度までの4年間の経営改革期間に、経営改善を確実に実行していく。</p> <p>○ 友部病院について、病棟運営の適正化・効率化を図るため、一つの病棟を平成18年4月1日に閉鎖した。(看護師16人削減)</p> <p>○ 看護職員の高年齢化による給与負担の軽減を図るため勸奨退職を奨励し、平成18年3月には中央病院、友部病院の看護職員の勸奨退職者が23人(平成17年3月:8人)となった。今後とも引き続き勸奨退職の促進に取り組んでいく。</p> <p>○ 人員については、県立病院が提供する医療内容に対応した適正数を確保したうえで、効率的な職員配置を機動的に行う。</p> <p>○ 病院事業会計の財務状況や他医療機関との職種ごとの給与格差等を勘案したうえで、今年度中速やかに実施する。</p> <p>なお、先般、労働組合と給与削減のための交渉を開始し、5月30日に茨城県病院局職員労働組合に対し、次のとおり医師を除く全職員の給与削減の提案を行った。</p> <div data-bbox="1011 1308 1043 1464" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【提案内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 給料月額額の減額                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人事院勧告による4月1日からの給与改定における削減分(3.6%～9.1%)に加え、病院局に勤務する職員の給料月額を一律3%減額する</li> <li>・ 看護職については、さらに上乗せして減額する                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(5級適用職員は2%上乗せ、6級・7級適用職員は4%上乗せ)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>② 給料の調整額の廃止                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院局に勤務する職員の給料の調整額を廃止する(平均4%)</li> </ul> </li> </ul> <p>この結果、看護職の減額率は9.1%～20.1%、他の職員は6.6%～16.1%となる。</p> </div> <p>○ 努力し成果を上げた職員に対し、その成果を勤勉手当に反映させる成果主義の導入を検討する。</p>

解決すべき課題及び取り組み項目	取組内容及び処理期限等
<p>2 県立病院の役割の明確化  (1) 政策医療、特殊医療への特化</p> <p>(2) 一般会計からの繰入金額の見直し</p> <p>3 友部病院の建替え  (1) 中央病院への施設の集約等を視野に入れた取組み</p>	<p>○ 政策医療等への特化については、県立病院の今後の役割を大きく左右する課題であるので、専門家などから意見を聴取し、それら意見を取りまとめ、今後設置予定の「県立病院のあり方検討委員会（仮称）」の議論を経て、今年度中には「病院のあり方の方向付け」を決定する。</p> <p>○ 平成19年度からは「病院のあり方の方向付け」の検討結果を踏まえ、個々の診療課題の具体化に向けた取組みを開始し、平成21年度まで継続する。</p> <p>○ 一般会計からの繰入金については、随時積算方法の見直しに取り組んでおり、平成18年4月には、中央病院及び友部病院の職員が利用する院内保育所（ひまわり保育園）にかかる経費削減のため、運営を外部に委託した。</p> <p>○ 平成18年度は引き続き繰入金の見直しに取り組む。  平成19年度以降は「病院のあり方の方向付け」の検討結果を踏まえ、具体的な診療内容の改善等に見合った繰入金の見直しに取り組んでいく。</p> <p>○ 現在の経営状況においては、建替えのための経費負担は困難である。  また、取組みむべき精神科医療の内容について、関連診療科との連携を含め検討する必要も生じている。</p> <p>○ このような状況を踏まえ、今後設置予定の「県立病院のあり方検討委員会（仮称）」の意見を聴取したうえで、将来の経営見通し、財源の手当等具体的な課題の検討を行う。</p>

解決すべき課題及び取り組むべき項目	取組内容及び処理期限等
<p>4 民営化を視野に入れた改革  (1) 年度ごとの取組みの確な進行管理</p> <p>(2) 進行管理結果の公表</p> <p>(3) 他の経営形態の可能性の検討</p>	<p>○ 経営状況の評価や経営改善に向けた取組結果に関して、外部有識者による検証を毎年度行うとともに、その成果を踏まえ次年度計画を策定して、翌年度の取組みに反映させる。</p> <p>○ 毎年度の改善成果を県議会に報告するとともに、病院局、各県立病院及び県のホームページ等で公表する。</p> <p>○ 経営改革期間中の経営改善実現に向けて、全力で取り組む。</p>

改革工程表2(年度別計画)

団休名:病院事業会計	所管部局名:病院局				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
解決すべき課題及び取り組みむべき項目	経営改革期間				
1 早急な経営改善					
(1) 看護職員の削減	<p>◆ 勧奨退職促進</p> <p>勧奨退職者 23人 (H18.3月)</p>	<p>友部病院1病棟閉鎖 (H18.4月) △16人</p> <p>◆ 勧奨退職促進</p>	<p>◆ 勧奨退職促進</p>	<p>◆ 勧奨退職促進</p>	<p>◆ 勧奨退職促進</p>
(2) 給与の見直し	<p>◆ 職員組合との話し合い</p>	<p>◆ 職員配置の検討及び実施</p> <p>◆ 決算見込みによる見直し再検討</p> <p>◆ 交渉</p> <p>◆ 給与削減の実施</p>	<p>◆ 前年度の成果を踏まえた職員配置の再検討及び実施</p>	<p>◆ 前年度の成果を踏まえた職員配置の再検討及び実施</p>	<p>◆ 前年度の成果を踏まえた職員配置の再検討及び実施</p>
		<p>◆ 労働組合に提案 (H18.5.30)</p> <p>◆ 成果主義導入の検討</p>			

※注 ◆は対応時期(◆)が明確な事項を表示、  
 [ ]は改革期間及び推進事項を表示

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
解決すべき課題及び取り組むべき項目					
2 県立病院の役割の明確化 (1) 政策医療、特殊医療への特化	積算方法の見直し	あり方検討委員会 (仮称) あり方検討委員会 (仮称)	あり方の具体化に向けた毎年度の取り組み あり方の方向付けの決定 (H19.3月)		
(2) 一般会計からの繰入金額の見直し	積算方法の見直し	積算方法の見直し 院内保育所の外部委託 (H18.4月)	診療内容の改善等に見合った繰入金の見直し	診療内容の改善等に見合った繰入金の見直し	診療内容の改善等に見合った繰入金の見直し
3 友部病院の建替え (1) 中央病院への施設の集約等を視野に入れた取組み		あり方検討委員会 (仮称)	将来の経営見直し、財源の手当等具体的な課題の検討		
4 民営化を視野に入れた改革 (1) 年度ごとの取組みの的確な進行管理		過去の実績を含めた経営状況の検証及び平成19年度計画策定	経営状況の検証及び次年度計画策定	経営状況の検証及び次年度計画策定	経営状況の検証及び次年度計画策定
(2) 進行管理結果の公表		毎年度の改善成果を県議会に報告するとともに、ホームページ等で公表			
(3) 他の経営形態の可能性の検討					経営改善成果の評価並びに他経営形態の検討

(付録) 1 県出資団体等一覽

番号	所管部(局)課	団体名	事務所所在地	設立年月日等	県出資比率
1	知事直轄	(株)茨城放送	水戸市	S37.9.10	19.9%
2	女性青少年課	(財)茨城県青少年協会	水戸市	S55.3.31	99.8%
3	企画課	鹿島臨海鉄道(株)	大洗町	S44.4.1	28.5%
4	地域計画課	(財)茨城県科学技術振興財団	水戸市	H元.10.30	98.0%
5	事業推進課	(財)グリーンふるさと振興機構	常陸太田市	S60.10.31	90.2%
6	企画部	(財)茨城県開発公社	水戸市	S35.3.28	55.6%
7		鹿島都市開発(株)	神栖市	S44.7.7	46.8%
8		(財)つくば都市振興財団	つくば市	H3.3.25	16.7%
9	新線・つくば調整課	筑波都市整備(株)	つくば市	S48.9.28 H16.7.1 筑波新都市開発(株)と南茨城新都市開発(株)外1社が統合	18.2%
10	ひたちなか整備課	(株)メディアパークつくば	伊奈町	H10.11.20	16.1%
11	生活文化課	(株)ひたちなか都市開発	ひたちなか市	H4.7.29	51.0%
12	国際課	(財)いばらき文化振興財団	水戸市	H4.7.17 H11.4.1 (財)茨城県文化福祉事業団の文化部門を吸収	100.0%
13	消防防災課	(財)茨城県国際交流協会	水戸市	H2.10.1	61.1%
14	生活環境部	(財)茨城県消防協会	水戸市	S22.12.31 H元年度 県出資	36.6%
15	原子力安全対策課	(社)茨城県危険物安全協会連合会*	水戸市	S60.4.1	-
16	環境政策課	(社)茨城原子力協議会*	東海村	S54.6.29	-
17	廃棄物対策課	(社)茨城県公害防止協会*	水戸市	S50.10.1	-
18	厚生総務課	(財)茨城県環境保全事業団	笠間市	H5.2.17 H12.7.26 (財)茨城県産業廃棄物対策基金を改称	100.0%
19	保健福祉部	鹿島共同再資源化センター(株)	神栖市	H10.12.1	15.1%
20	厚生指導課	(社)茨城県社会福祉事業団	水戸市	S39.10.5 財団法人茨城県福祉事業団設立 H11.4.1 文化部門分離(社)茨城県社会福祉事業団に名称変更	100.0%
21	薬務課	(財)茨城県看護教育財団	水戸市	H3.6.11	75.0%
22	産業政策課	(財)いばらき腎バンク	水戸市	H元.12.14	67.3%
23	産業技術課	茨城県信用保証協会	水戸市	S24.12.4 S29.6.25 財団法人から特殊法人となる	17.8%
24	中小企業課	(財)茨城県中小企業振興公社	水戸市	S43.7.17	100.0%
25	商工労働部	(株)つくば研究支援センター	つくば市	S63.2.2	18.3%
26		(株)ひたちなかテクノセンター	ひたちなか市	H2.10.30	41.2%
27		(株)いばらきIT人材開発センター	古河市	H3.3.28 H17.6.27 (株)古河ソフトウェアセンターを改称	11.7%
28		つくば国際貨物ターミナル(株)	つくば市	H4.5.7	21.3%
29		(社)茨城県観光物産協会*	水戸市	S58.1.28 (社)茨城県観光協会設立 H17.6.27 茨城県物産協会を統合し、名称変更	-

番号	所管部(局)課	団体名	事務所の所在地	設立年月日等	県出資比率
30	商工労働部 労働政策課	(財)茨城県労働者信用基金協会	水戸市	S47.9.25	16.9%
31		(財)茨城県勤労者余暇活用事業団	水戸市	S49.12.6	50.0%
32		(財)茨城県勤労者育英基金	水戸市	S54.8.1	32.7%
33		(財)茨城カウンセリングセンター	水戸市	H8.4.18	8.7%
34	農政企画課	(財)茨城県農林振興公社	水戸市	S44.8.1 S63.4.1 (財)茨城県農業開発事業団を改称	100.0%
35		茨城県農業信用基金協会	水戸市	S37.2.5	18.7%
36		(社)茨城県穀物改良協会*	水戸市	S59.5.25	—
37		(社)園芸いばらき振興協会*	水戸市	H7.7.19	—
38	農林水産部 畜産課	(株)茨城県中央食肉公社	茨城町	S54.2.7	28.3%
39		(株)いばらき森林サービス	常陸太田市	H7.7.28	50.0%
40		茨城県漁業信用基金協会	水戸市	S28.9.28	30.5%
41		(財)茨城県水産振興事業団	水戸市	S44.8.28(なお、当財団はH18.3.31に解散し、(財)県栽培漁業協会と統合した)	16.7%
42	水産振興課	(財)霞ヶ浦漁業振興基金協会	土浦市	S55.7.22	24.1%
43		(財)茨城県栽培漁業協会	鹿嶋市	H6.10.1(なお、(財)県水産振興事業団との統合後、県出資比率は44.1%となつた)	46.0%
44		(財)那珂川沿岸土地改良基金協会	水戸市	H6.3.25 H6年度 県出資	50.0%
45		(社)茨城県ふるさとづくり推進センター*	水戸市	H8.5.27	—
46	農地整備課	(財)茨城県建設技術公社	水戸市	S41.4.11	13.5%
47		(財)茨城県建設技術管理センター	水戸市	S63.4.1 社団法人から財団法人となる(県出資)	25.0%
48		茨城県道路公社	水戸市	S46.9.25	81.0%
49		鹿島埠頭(株)	神栖市	S43.7.1	50.0%
50	港湾課	日立埠頭(株)	日立市	S34.8.14	17.3%
51		日立港木材倉庫(株)	日立市	S40.11.5	6.7%
52		茨城港湾(株)	ひたちなか市	H15.3.1	50.5%
53		都市計画課 新線・つくば調整課	茨城県土地開発公社	水戸市	H2.4.19
54	土木部 住宅課	茨城県住宅供給公社	水戸市	S27.5.29 S40.7.31 財団法人から特殊法人となる	50.0%
55		(財)茨城住宅管理協会	つくば市	S50.9.1	4.0%
56	企業局 総務課	(財)茨城県企業公社	水戸市	H2.6.29	75.0%
57		(財)茨城県教育財団	水戸市	S44.12.1	100.0%
58	教育庁 保健体育課	(財)茨城県体育協会	水戸市	S45.4.6	50.9%
59		生活安全総務課	水戸市	S31.4.1	20.4%
60	組織犯罪対策課	(財)茨城県暴力追放推進センター	水戸市	H4.6.16	37.3%

※1 「団体名」欄の末尾の\*は、援助法人(県は出資又は出捐をしていないが、財的・人的支援を継続的にを行っている法人)を表す。以降ページで同じ。  
 ※2 県出資比率は、平成16年度決算による。

2 県出資団体等の業務部門別・設立年度別一覧

区分	昭和35年度以前	昭和36年度～45年度	昭和46年度～55年度	昭和56年度～平成2年度	平成3年度～12年度	団体数
①地域・都市開発関係	開発公社 (34)	鹿島都市開発 (44)	筑波都市整備 (48)	土地開発公社 (H2) 建設技術公社 (63)	ひたちなか都市開発 (H4) 建設技術管理センター (H6)	7
②住宅・都市サービス関係		住宅供給公社 (40)	住宅管理協会 (50)			2
③観光・レジャー関係				観光物産協会 (57) グリーンふささと振興機構 (60)	メディアパークつくば (H10)	3
④農林水産関係	漁業信用基金協会 (28)	農業信用基金協会 (36) 農林振興公社 (44) 水産振興事業団 (44)	中央食肉公社 (53) 霞ヶ浦漁業振興基金協会 (55)	観物改良協会 (59)	栽培漁業協会 (H6) 那珂川沿岸土地改良基金協会 (H5) いばらき森林サービス (H7) 園芸いばらき振興協会 (H7) ふるさとづくり推進センター (H8)	12
⑤商工関係	信用保証協会 (24)	中小企業振興公社 (43)	労働者信用基金協会 (47) 勤労者育英基金 (54) 勤労者余暇活用事業団 (49)	つくば研究支援センター (62) ひたちなかテクノセンター (H2) いばらきIT人材開発センター (H2)	カウンセリングセンター (H8)	9
⑥社会福祉・保健医療関係		社会福祉事業団 (39)		いばらき腎バンク (H元)	看護教育財団 (H3)	3
⑦生活衛生関係				企業公社 (H2)		1
⑧運輸・道路関係	日立埠頭 (34)	日立港木材倉庫 (40) 鹿島埠頭 (43) 鹿島臨海鉄道 (44)	道路公社 (46)		つくば国際貨物ターミナル (H4) 茨城港湾 (H9)	7
⑨教育・文化関係		茨城放送 (37) 教育財団 (44) 体育協会 (45)	青少年協会 (54)	科学技術振興財団 (H元) つくば都市振興財団 (H2) 国際交流協会 (H2)	いばらき文化振興財団 (H4)	8
⑩公害・自然環境保全関係			公害防止協会 (50)		環境保全事業団 (H4) 鹿島共同再資源化センター (H10)	3
⑪その他	防犯協会 (31)		原子力協議会 (54)	危険物安全協会連合会 (60) 消防協会 (H元)	暴力追放推進センター (H4)	5
計	5	13	11	15	16	60

(注) 平成11年度以降設立された団体はない。

※なお、(財) 県水産振興事業団はH18. 3. 31に解散し、(財) 県栽培漁業協会と統合した。



3 各団体の主な業務一覧

番号	所管部(局)課	団体名	事務所の所在地	主な事業
1	知事直轄	(株)茨城放送	水戸市	ラジオ放送及び出版物等の販売外
2		(財)茨城県青少年協会	水戸市	青少年会館の管理受託外
3	企画課	鹿島臨海鉄道(株)	大洗町	貨物及び旅客の運送
4		(財)茨城県科学技術振興財団	水戸市	JR貨物及びJR東日本からの業務受託外 科学技術講演会等開催支援及び崎崎玲於奈賞、つくば賞・つくば奨励賞の授与 つくば国際会議場の管理受託外
5	地域計画課	(財)グリーンふさと振興機構	常陸太田市	県北西部地域の活性化を図るための地域づくり、人材育成外
6	事業推進課	(財)茨城県開発公社	水戸市	工業団地等の取得、造成、処分 国民宿舎「鶴の岬」等の管理運営外
7		企画部	鹿島都市開発(株)	神栖市
8	新線・つくば調整課	(財)つくば都市振興財団	つくば市	つくば国際音楽祭等の芸術文化活動の実施 ノバホール等の管理運営受託外
9		筑波都市整備(株)	つくば市	ショッピングセンター・クレオ・オスクエア等の賃貸 筑波研究学園都市の公園等の管理受託外
10	ひたちなか整備課	(株)メディアパークつくば	伊奈町	ワーブ・ステーション・江戸の運営支援
11		(株)ひたちなか都市開発	ひたちなか市	商業施設用地等の賃貸、F.A.Z倉庫の運営など
12	生活文化課	(財)いばらき文化振興財団	水戸市	芸術文化活動団体等への助成及び各種公演事業の実施 県民文化センター、大洗水族館の管理受託外
13	国際課	(財)茨城県国際交流協会	水戸市	国際交流情報の提供、在県外国人に対する支援外
14	消防防災課	(財)茨城県消防協会	水戸市	消防思想の普及啓発 消防職団員の福祉厚生外
15	生活環境部	(社)茨城県危険物安全協会連合会*	水戸市	危険物取扱者保安講習会の開催外
16		(社)茨城原子力協議会*	東海村	原子力の平和利用及び安全に関する知識の普及啓発、原子力科学館の運営外
17	環境政策課	(社)茨城県公害防止協会*	水戸市	環境に係る水質汚濁、土壌汚染等の測定分析及び調査 公害防止に関する講習会、研究会等の開催外
18	廃棄物対策課	(財)茨城県環境保全事業団	笠間市	産業廃棄物、一般廃棄物の処理 最終処分場周辺地域の環境監視支援外
19		鹿島共同再資源化センター(株)	神栖市	廃棄物を燃料とした発電及び蒸気等の供給
20	厚生総務課	(社)福)茨城県社会福祉事業団	水戸市	県立コローニーあすなろ等の管理運営受託
21	保健福祉部	(財)茨城県看護教育財団	水戸市	結城看護専門学校運営
22	薬務課	(財)いばらき腎バンク	水戸市	腎臓提供者の募集及び登録 腎不全及び腎臓移植に関する知識の普及外

番号	所管部(局)課	団体名	事務所の所在地	主 要 事 業
23		茨城県信用保証協会	水戸市	中小企業者等の借入れに際しての債務保証外
24	産業政策課	(財)茨城県中小企業振興公社	水戸市	中小企業に対する設備資金貸付け、下請け取引の斡旋外
25		(株)つくば研究支援センター	つくば市	産業技術振興のための試験研究室等の賃貸及び人材育成外
26		(株)ひたちなかテクノセンター	ひたちなか市	産業高度化のための研究支援及び研究開発室の賃貸外
27	産業技術課	(株)いばらきIT人材開発センター	古河市	情報化の進展に伴う人材育成及び実践指導室の賃貸外
28	中小企業課	つくば国際貨物ターミナル(株)	つくば市	輸出入貨物の荷役、梱包及び保管 成田空港等への輸出入貨物保税運送外
29	観光物産課	(社)茨城県観光物産協会*	水戸市	観光地の紹介宣伝及び観光客の誘致 観光情報の収集及び提供外
30	労働政策課	(財)茨城県労働者信用基金協会	水戸市	中央労働金庫等から融資を受ける際の債務保証
31		(財)茨城県勤労者余暇活用事業団	水戸市	余暇活用施設「やみぞ」の管理運営
32	労働政策課	(財)茨城県勤労者育英基金	水戸市	中央労働金庫の「教育ローン」利用者に対する利子補給
33		(財)茨城県カウンセリングセンター	水戸市	勤労者の心の悩みに対するカウンセリング及びカウンセラーの養成外
34	農企企画課	(財)茨城県農林振興公社	水戸市	農地保有合理化事業、農業コンサルタント事業、農業担い手育成事業、森林造成及び森林保全 事業外
35	農業経済課	茨城県農業信用基金協会	水戸市	農業近代化資金、農業改良資金、就農支援資金借入に際しての債務保証外
36	農産課	(社)茨城県穀物改良協会*	水戸市	主要農作物の種子の生産配布及び優良品種の普及 原種センターの管理運営受託外
37	園芸流通課	(社)園芸いばらき振興協会*	水戸市	園芸団体の組織化促進、リーダー研修会等の開催 使用済み農業用塩化ビニールの回収及び中間処理外
38	畜産課	(株)茨城県中央食肉公社	茨城町	家畜のと畜解体、食肉市場の開設及び食肉の卸売外
39	林政課	(株)いばらき森林サービス	常陸太田市	造林及び保等有等森林管理の受託 木材の伐採、搬出、運搬及び販売外
40	漁政課	茨城県漁業信用基金協会	水戸市	漁業経営資金借入に際しての債務保証外
41		(財)茨城県水産振興事業団	水戸市	漁獲共済掛金助成及び漁業協同組合等への運営費助成外
42		(財)霞ヶ浦漁業振興基金協会	土浦市	漁業近代化の施設整備及び淡水魚消費拡大事業外
43	水産振興課	(財)茨城県栽培漁業協会	鹿嶋市	水産動物種苗の生産、放流 原栽培漁業センターの管理受託外
44	農地整備課	(財)那珂川沿岸土地改良基金協会	水戸市	営農改善講習会の開催、国営事業費積立金の受け入れ管理外
45	農村環境課	(社)茨城県ふるさとづくり推進センター*	水戸市	ふるさとづくりに関する普及啓発、ふるさとづくり事業の指導援助外
46	土木部	(財)茨城県建設技術公社	水戸市	建設に関する調査、設計、積算及び工事施工管理の受託 建設に関する技術研修会等の開催外

番号	所管部(局)課	団体名	事務所の所在地	主な事業
47	検査指導課	(財)茨城県建設技術管理センター	水戸市	建設業に係る材料試験及び建設副産物有効利用事業 建設技術者に対する建設技術講習会等の実施外
48	道路建設課	茨城県道路公社	水戸市	有料道路の建設、維持管理 道路に関する調査、測量等の受託外
49	土木部	鹿島埠頭(株)	神栖市	鹿島港における曳船・通船事業及び港湾施設の管理受託
50		日立埠頭(株)	日立市	日立港における港湾荷役・通関
51		日立港木材倉庫(株)	日立市	貨物の保管、くん蒸及び営業倉庫事業
52		茨城港湾(株)	ひたちなか市	常陸那珂港、大洗港、日立港における港湾施設の管理受託 荷主代行業
53	土木部 企画部	茨城県土地開発公社	水戸市	公共用地、公用地の取得、管理及び処分等
54	土木部	茨城県住宅供給公社	水戸市	住宅の建設、賃貸管理及び分譲 宅地造成、賃貸・管理及び分譲外
55		(財)茨城住宅管理協会	つくば市	国、県、機構建設の集合住宅の管理受託外
56	企業局	(財)茨城企業公社	水戸市	県営浄水場等の運転管理受託 県つくばへりポート等の管理受託外
57	教育庁	(財)茨城県教育財団	水戸市	社会教育施設等の管理受託 埋蔵文化財の発掘調査等の受託外
58		(財)茨城県体育協会	水戸市	各種体育大会及び指導者講習会等の開催 県立運動公園等の管理受託外
59		生活安全総務課	(財)茨城県防犯協会	水戸市
60	警察本部	(財)茨城県暴力追放推進センター	水戸市	暴力団員の不当行為予防に関する知識の普及及び相談 暴力団員の不当行為による被害者救援外

※なお、(財)県水産振興事業団はH18.3.31に解散し、(財)県栽培漁業協会と統合した。

4 各団体の役員・職員数等一覧（平成17年7月1日現在）

番号	団体名	役員数 (人)				職員数 (人)				常勤職員数 (人)				備考
		総数	常勤職員	元県職員	その他	計	非常勤県職員兼職	元県職員	その他	計	総数	プロパー職員	県派遣職員	
1	(株)茨城放送	10	1	1	3	4	1	1	5	6	53	53		
2	(財)茨城県青少年協会	12							12	12	2	1	1	
3	鹿島臨海鉄道(株)	21	1	1	5	7	2	2	12	14	100	93	1	6
4	(財)茨城県科学技術振興財団	12	1	1	1	2	3	3	7	10	17		9	8
5	(財)グリーンふるさと振興機構	14	1	1	1	1	2	2	11	13	7		3	4
6	(財)茨城県開発公社	14	3	3		3	2	2	9	11	130	123	4	1
7	鹿島都市開発(株)	21	1	2	1	4	2	2	14	17	203	198	3	2
8	(財)つくば都市振興財団	15			2	2	1	1	11	13	20	10		10
9	筑波都市整備(株)	21	3	3	6	9	1	1	11	12	87	67	2	17
10	(株)メディアパークつくば	6	1	1	1	1	1	1	4	5	6		2	4
11	(株)ひたちなか市開発	15	1	1	1	2	4	4	9	13	83	80	3	
12	(財)いばらき文化振興財団	17	2	2		2	2	2	13	15	5	2	3	
13	(財)茨城県国際交流協会	24	1	1	1	1	2	2	21	23	5	2	3	
14	(財)茨城県消防協会	60	1	1		1	1	1	59	59	1	1	1	
15	(社)茨城県危険物安全協会連合会*	14	1	1		1	1	1	13	13	2	2		
16	(社)茨城原子力協議会*	28	1	1		1	2	2	25	27	8	3	1	4
17	(社)茨城県公害防止協会*	28	1	1		1	2	2	25	27	38	35	1	1
18	(財)茨城県環境保全事業団	14	1	1	1	2	3	3	9	12	11	1	8	2
19	鹿島共同再資源化センター(株)	16	1	1	5	6			10	10	26	7		19
20	(社)茨城県社会福祉事業団	10	2	2		2	3	3	5	8	332	310	22	
21	(財)茨城県看護教育財団	12					2	2	10	12	11		5	5
22	(財)いばらき腎バンク	19					3	3	15	19				
23	茨城県信用保証協会	19	2	2	3	5	2	2	12	14	90	90		
24	(財)茨城県中小企業振興公社	11	1	1		1	2	2	8	10	26	15	8	3
25	(株)つくば研究支援センター	20	1	1	3	4	2	2	14	16	7	4	2	1
26	(株)ひたちなかテクノセンター	23	1	1	2	3	3	3	17	20	9	1	3	5
27	(株)いばらき江人材開発センター	13			2	2	1	1	10	11	14	12		2
28	つくば国際貨物ターミナル(株)	15	1	1	3	4	1	1	10	11	9	9		
29	(社)茨城県観光物産協会*	32	1	1		1	3	3	28	31	5	3	2	
30	(財)茨城県労働者信用基金協会	10			1	1	1	2	7	9	3	2		1

番号	団体名	役員数 (人)				非常勤員数 (人)				常勤職員数 (人)				備考		
		総数	常勤職員	元派遣職員	その他	計	元派遣職員	元職員	その他	総数	元派遣職員	元職員	その他			
31	(財)茨城県労働者余暇活用事業団	10											12	11	1	
32	(財)茨城県労働者育英基金	9			1											
33	(財)茨城カウニングセンター	18			2								2	2		
34	(財)茨城県農林振興公社	19	1	3		4							41	18	23	
35	茨城県農業信用基金協会	11			1	1							17	14		3
36	(社)茨城県穀物改良協会*	16		1		1							12	7	2	3
37	(社)茨城県いばらき振興協会*	22		1		1							15	4	4	5
38	(株)茨城県中央食肉公社	21		2	1	3							74	74		
39	(株)いばらき森林サービス	12		1		1							7	7		
40	茨城県漁業信用基金協会	12		1		1							3	3		
41	(財)茨城県水産振興事業団	14			1	1										
42	(財)霞ヶ浦漁業振興基金協会	12				1										
43	(財)茨城県栽培漁業協会	18		1		1							10	7	3	
44	(財)那珂川沿岸土地改良基金協会	12	1			1							2	2		
45	(社)茨城県ふるさとづくり推進センター*	13		1		1							3	1	1	1
46	(財)茨城県建設技術公社	13		3		3							106	97	9	
47	(財)茨城県建設技術管理センター	18		2		2							37	31	5	1
48	茨城県道路公社	6	1	3		4							23	16	6	1
49	鹿島埠頭(株)	15	1	1		2							114	113	1	
50	日立埠頭(株)	19			4	4							179	175		4
51	日立港木材倉庫(株)	12		1	1	2							8	8		
52	茨城港湾(株)	16		2		2							20	16	2	2
53	茨城県土地開発公社	7				3							18		16	2
54	茨城県住宅供給公社	12		3		3							31	22	8	1
55	(財)茨城住宅管理協会	11		1	1	2							40	36	4	
56	(財)茨城企業公社	11		1		1							63	54	5	4
57	(財)茨城県教育財団	16		2		2							210	48	161	1
58	(財)茨城県体育協会	36		1		1							44	11	33	
59	(財)茨城県防犯協会	35		1		1							2	1	1	1
60	(財)茨城県暴力追放推進センター	18		1		1							2	2	2	
合計		1,010	8	66	51	125	114	6	755	885	2,400	1,899	367	18	116	

※なお、(財)県水産振興事業団はH18.3.31に解散し、(財)県栽培漁業協会と統合した。

5 各団体の決算・県費措置状況等一覧（平成16年度末現在）

（単位：千円）

番号	団体名	出資状況		決算状況		果費措置状況				損失補償 債務保証 設定額	経営評価 結果 (H17)	
		出資総額	県出資額	県出資比率 (%)	当期損益 (当期収支差額)	累積損益	出資金	補助金	委託金			貸付金
1	(株)茨城放送	600,000	119,160	19.9%	60,874	△ 47,193			66,693			B
2	(財)茨城県青少年協会	50,100	50,000	99.8%	339	344			56,179			B
3	鹿島臨海鉄道(株)	1,226,000	350,000	28.5%	20,354	74,380						A
4	(財)茨城県科学技術振興財団	35,400	34,700	98.0%	△ 1,853	7,887		10,692	489,805	55,072		B
5	(財)グリーンふるさと振興機構	1,022,850	922,550	90.2%	△ 901	12,649		58,370	5,704			B
6	(財)茨城県開発公社	90,000	50,000	55.6%	△ 446,884			4,255	110,688		160,000,000	C
7	鹿島都市開発(株)	1,480,800	693,000	46.8%	△ 280,265	△ 1,178,766			875,326			C
8	(財)つくば都市振興財団	597,600	100,000	16.7%	2,857	34,042			2,748			B
9	筑波都市整備(株)	2,340,000	428,000	18.2%	145,670	771,183			814,201	700,000		B
10	(株)メディアパークつくば	20,000	3,215	16.1%	780	780						C
11	(株)ひたちなか都市開発	2,550,000	1,300,000	51.0%	25,462	441,582			79,159			B
12	(財)いばらき文化振興財団	30,000	30,000	100.0%	235,192	651,573		101,595	394,586			A
13	(財)茨城県国際交流協会	491,400	300,000	61.1%	6,202	44,592		92,670	11,754			B
14	(財)茨城県消防協会	317,930	116,400	36.6%	701	9,957		24,681	102,100			B
15	(社)茨城県危険物安全協会連合会*				2	2,864			32,495			A
16	(社)茨城原子力協議会*				6,956	22,245		14,639	97,072			A
17	(社)茨城県公害防止協会*				31,650	60,056		3,826	266,223			B
18	(財)茨城県環境保全事業団	768,274	768,274	100.0%	414,926	16,652		520,200			18,200,000	A
19	鹿島共同再資源化センター(株)	3,308,000	500,000	15.1%	△ 159,097	△ 564,124						B
20	(社)茨城県社会福祉事業団	10,000	10,000	100.0%	△ 6,457	109,809		157,770	4,338,221			B
21	(財)茨城県看護教育財団	1,000,000	750,000	75.0%	7,309	62,055		37,526				B
22	(財)いばらき腎バンク	417,825	281,288	67.3%	△ 218	4,250						B
23	茨城県信用保証協会	23,146,768	4,113,557	17.8%	641,670	5,853,000		146,422			8,749,020	A
24	(財)茨城県中小企業振興公社	35,000	35,000	100.0%	840	14,077		409,646	55,909	494,290	3,655,500	B
25	(株)つくば研究支援センター	2,800,000	513,350	18.3%	11,305	52,203			99,468			A
26	(株)ひたちなかテクノセンター	4,126,000	1,700,000	41.2%	△ 43,243	△ 940,105		6,828	42,110			C
27	(株)いばらき人材開発センター	858,000	100,000	11.7%	3,104	△ 317,261			44,886			B
28	つくば国際貨物ターミナル(株)	282,000	60,000	21.3%	40,353	△ 106,117						B
29	(社)茨城県観光物産協会*				2,816	2,816		42,043	14,637			A
30	(財)茨城県労働者信用基金協会	900,000	152,500	16.9%	50,000			7			54,000	B

番号	団 体 名	出 資 状 況		決 算 状 況		果 費 措 置 状 況				損失補償・債務保証設定額	経営評価結果(H17)	
		出資総額	果出資額	果出資比率(%)	当期損益(当期収支差額)	累積損益	出資金	補助金	委託金			貸付金
31	(財)茨城県勤労者余暇活用事業団	4,000	2,000	50.0%	6,601	△ 59,158		13,525	45,640	34,000		C
32	(財)茨城県勤労者育英基金	980,040	320,000	32.7%	7,183	10,932						B
33	(財)茨城カウンセリングセンター	114,539	10,000	8.7%	△ 847	10,008		3,000	385			A
34	(財)茨城県農林振興公社	15,000	15,000	100.0%	62,115	467,629		351,188	340,970	47,606		A
35	茨城県農業信用基金協会	3,715,410	694,980	18.7%	3,056			2,950				A
36	(社)茨城県穀物改良協会*				6,112	11,046		21,783	87,489			A
37	(社)園芸いばらき振興協会*				△ 5,722	5,002		522,268	7,532			A
38	(株)茨城県中央食肉公社	1,900,550	538,320	28.3%	71,040	△ 898,715		2,479		600,000		B
39	(株)いばらき森林サーブिस	200,000	100,000	50.0%	15,894	13,792		712	72,628			B
40	茨城県漁業信用基金協会	927,950	282,850	30.5%	△ 127,824	△ 87,624		7,371				B
41	(財)茨城県水産振興事業団	30,000	5,000	16.7%	△ 65,910	35,810						B
42	(財)鹿ヶ浦漁業振興基金協会	14,500	3,500	24.1%	△ 7,877	267,608						B
43	(財)茨城県栽培漁業協会	121,750	55,950	46.0%	148	1,463		60,552	126,346			B
44	(財)那珂川沿岸土地改良基金協会	600,000	300,000	50.0%	1,555	8,058		9,349				A
45	(社)茨城県ふるさとづくり推進センター*				△ 135	483		33,789				B
46	(財)茨城県建設技術公社	74,175	10,000	13.5%	54,682	1,316,349			1,279,080			B
47	(財)茨城県建設技術管理センター	112,000	28,000	25.0%	98,844	195,689			25,436			B
48	茨城県道路公社	12,100,300	9,797,800	81.0%	2,196,032	12,141,308		260,000	1,381,081	2,200,000	18,000,000	B
49	鹿島埠頭(株)	300,000	150,000	50.0%	154,218	412,256			67,037			B
50	日立埠頭(株)	270,500	46,700	17.3%	36,640	253,492			10,279			A
51	日立港木材倉庫(株)	135,000	9,000	6.7%	6,126	4,812			6,163			A
52	茨城港湾(株)	400,000	202,000	50.5%	32,581	34,168			416,033			B
53	茨城県土地開発公社	30,000	30,000	100.0%	△ 63,091	△ 1,023,144			9,440,129	805,161	219,000,000	C
54	茨城県住宅供給公社	10,000	5,000	50.0%	△ 1,140,110	431,373			229,645	4,914,083	68,000,000	C
55	(財)茨城住宅管理協会	50,000	2,000	4.0%	△ 3,199	287,117		5,900	1,581,447			B
56	(財)茨城県企業公社	40,000	30,000	75.0%	3,302	43,766			1,105,672			B
57	(財)茨城県教育財団	10,000	10,000	100.0%	6,933	23,558			1,817,262			B
58	(財)茨城県体育協会	69,282	35,234	50.9%	5,950	22,682			566,917			A
59	(財)茨城県防犯協会	147,018	30,000	20.4%	1,166	6,826			2,703	81,291		A
60	(財)茨城県暴力追放推進センター	804,311	300,000	37.3%	△ 506	7,906			6,800			A
合 計		71,680,272	26,492,328	37.0%	2,125,401	19,039,922	351,407	5,092,718	26,796,174	9,850,212	500,139,890	

※ 経営評価結果は、平成16年度決算により平成17年度に行った経営評価の結果であり、「A」は「概ね良好」、「B」は「改善の余地がある」、「C」は「緊急の改善措置が必要」を表す。  
 ※ なお、(財)県水産振興事業団はH18.3.31に解散し、(財)県栽培漁業協会と統合した。

6 特別会計・企業会計の設置根拠 - 設置目的等

○ 特別会計

会計名	所管部局	設置時期	設置根拠	設置目的	会計類型	地方公営企業法適用
1 物品調達	出納事務局	S39		県で使用する事務用品の一括購入	整理区分会計	非適用
2 競輪事業	総務部	S24		取手競輪場における競輪の開催	事業会計	非適用
3 公債管理		H4	自治省財政局地方債課長内かん	市場公募債価格等の償還経理の明確化	整理区分会計	非適用
4 市町村振興資金	企画部	S41		市町村が行う公共施設整備等の実施に必要な資金の貸付	事業会計(貸付金)	非適用
5 鹿島臨海工業地帯造成事業		S37	工業整備特別地域整備促進法	鹿島臨海工業地帯造成事業の円滑な推進	事業会計	非適用
6 母子・寡婦福祉資金	保健福祉部	S28	母子及び寡婦福祉法	母子家庭の自立促進と寡婦家庭の福祉の向上	事業会計(貸付金)	非適用
7 県立医療大学付属病院		H8	地方財政法施行令	県立医療大学付属病院の円滑な運営	事業会計	非適用
8 中小企業事業資金	商工労働部	S31	小規模企業者等設備導入資金助成法	小規模企業の経営基盤の強化等の促進	事業会計(貸付金)	非適用
9 農業改良資金	農林水産部	S31	農業改良資金助成法等	農業経営の安定と農業生産力の増強等	事業会計(貸付金)	非適用
10 林業・木材産業改善資金		S52	林業・木材産業改善資金助成法	林業及び木材産業の経営改善等	事業会計(貸付金)	非適用
11 県有林事業	農林水産部	S39		県有林事業の円滑な推進	事業会計	非適用
12 沿岸漁業改善資金	土木部	S54	沿岸漁業改善資金助成法	沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大等	事業会計(貸付金)	非適用
13 霞ヶ浦開発事業農業用水負担金償還円滑化事業		H9		霞ヶ浦開発事業に係る農業用水利水者負担金の償還	整理区分会計	非適用
14 公共用地先行取得事業	土木部	S42	建設事務次官通達等	公共事業の円滑な推進のための用地の先行取得	整理区分会計	非適用
15 港湾事業		S39	地方財政法施行令	港湾の整備拡充及び管理運営	事業会計	非適用
16 都市計画事業土地区画整理事業	企画部	H元	土地区画整理法	つくばエクスプレス沿線地区の土地区画整理事業	事業会計	非適用
17 流域下水道事業		H13	土地区画整理法	阿見吉原地区の土地区画整理事業		
18 育英奨学資金	教育庁	S51	地方財政法施行令	公共用水域の水質保全を図るための下水道整備・管理運営	事業会計	非適用
		H17	高等学校等奨学資金事業交付金交付要綱	高校生等に対する奨学資金貸付	事業会計(貸付金)	非適用

○ 企業会計

会計名	所管部局	設置年度	設置根拠	設置目的	会計類型	地方公営企業法適用
1 病院事業	病院局	S30	茨城県病院事業の設置等に関する条例	県立3病院の経営	事業会計	全部適用
2 水道事業		S42		水道用水の供給(4事業)	事業会計	全部適用
3 工業用水道事業	企業局	S42	茨城県公営企業の設置等に関する条例	工業用水の供給(6事業)	事業会計	全部適用
4 地域振興事業		H3		ヘリコプター格納庫事業、阿見東部工業団地造成事業	事業会計	全部適用
5 鹿島臨海都市計画下水道事業	土木部	S45	茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業の設置等に関する条例	鹿島臨海都市計画下水道事業	事業会計	一部適用



# 7 特別会計・企業会計の予算規模等

(単位:百万円)

会計名	所管部局	17年度当初 (A)	18年度当初 (B)	増減 (B-A)	伸び率 (B/A)-1	18年度一般会計繰入金		繰入金の充当先	18年度起債額		18年度末限債 残高見込み
						(C)	C/B		(D)	D/B	
1 物品調達	出納事務局	79	80	1	1.3%		0.0%			0.0%	
2 設備事業		20,704	20,432	△ 272	-1.3%		0.0%			0.0%	
3 公債管理	総務部	39,722	50,373	10,651	26.8%	15,667	31.1%	公債費	23,038	45.7%	一般会計に含まれる
4 市町村振興資金		4,611	4,091	△ 520	-11.3%		0.0%		70	2.9%	12,919
5 鹿島臨海工業地帯造成事業	企画部	3,039	2,455	△ 584	-19.2%	320	13.0%	公債費		0.0%	1,313
6 母子・高齢福祉資金	保健福祉部	274	267	△ 7	-2.6%	5	1.9%	事務費		0.0%	6,405
7 県立医療大学付属病院		2,313	2,335	22	1.0%	1,182	50.6%	特殊医療に要する経費等		0.0%	7,370
8 中小企業事業資金	商工労働部	2,821	2,851	30	1.1%	19	0.7%	人件費		0.0%	534
9 農業改良資金		960	732	△ 228	-23.8%	83	11.3%	貸付金原資、事務費	136	18.6%	
10 林業・木材産業改善資金		187	187	0	0.0%	3	1.6%	事務費		0.0%	
11 県有林事業	農林水産部	104	100	△ 4	-3.8%	34	34.0%	職員給与費、指導林経費		0.0%	
12 沿岸漁業改善資金		102	102	0	0.0%	2	2.0%	事務費		0.0%	
13 鹿分浦開港事業農業用水負担金償還 円消化事業		723	723	0	0.0%	685	94.7%	土地改良区への助成金		0.0%	
14 公共用地先行取得事業	土木部	227	47	△ 180	-79.3%		0.0%			0.0%	
15 港湾事業		26,349	15,705	△ 10,644	-40.4%	2,148	13.7%	公債費	11,137	70.9%	104,979
16 都市計画事業土地区画整理事業	企画部	66,374	30,210	△ 36,164	-54.5%	1,350	4.5%	都市計画道路整備費	10,553	34.9%	224,915
17 流域下水道事業	土木部	617	1,231	614	99.5%	116	9.4%	都市計画道路整備費	827	67.2%	15,563
18 育英奨学資金	教育庁	19,700	19,169	△ 531	-2.7%	2,216	11.6%	下水道建設費、公債費	2,301	12.0%	41,831
計		62	121	59	95.2%	1	0.8%	事務費		0.0%	
		188,968	151,211	△ 37,757	-20.0%	23,831	15.9%		48,062	31.8%	415,819

## ○ 企業会計

会計名	設置目的	17年度当初 (A)	18年度当初 (B)	増減 (B-A)	伸び率 (B/A)-1	18年度一般会計からの繰入金		繰入金の主な充当先	18年度起債額		18年度末限債 残高見込み
						(C)	C/B		(D)	D/B	
1 病院事業会計	病院局	20,396	20,146	△ 250	-1.2%	4,394	21.8%	政策医療に要する経費等	427	2.1%	13,221
2 水道事業会計		29,423	33,349	3,926	13.3%	3,649	10.9%	広域化及び水源開発に要する経費	2,001	6.0%	71,894
3 工業用水道事業会計	企業局	25,848	33,750	7,902	30.6%	577	1.7%	霞ヶ浦開発未活用水源費	7,179	21.3%	63,777
4 地域振興事業会計		7,095	3,291	△ 3,804	-53.6%		0.0%		1,000	30.4%	14,109
5 鹿島臨海都市計画下水道事業	土木部	4,126	3,701	△ 425	-10.3%		0.0%		146	3.9%	8,793
計		86,888	94,237	7,349	8.5%	8,620	9.1%		10,753	11.4%	171,794
総合計		275,856	245,448	△ 30,408	-11.0%	32,451	13.2%		58,815	24.0%	587,613
(公債管理特別会計除き)		230,134	195,075	△ 41,059	-17.4%	16,784	8.6%		35,777	18.3%	587,613

## 8 委員会における意見

### (1) 委員意見

※精査団体及び精査会計の審議における委員意見の抜粋

#### ○ 出資団体全般

- ・人的関与の原則廃止については、更に強力に推進すべきである。
- ・県退職者の役員就任について、先輩が行っているところに対し県職員は物が言いにくいという面も考えるべきだ。
- ・公社の開発のツケを、医療、福祉の分野にまわすのは許されない。

#### ○ (財)グリーンふるさと振興機構

- ・グリーンふるさと振興機構については、いわゆる南北格差の問題といった大きな視点で捉えなければならない。  
組織形態のあり方（NPO、株式会社、財団法人）も考えるべきであるが、本庁組織の改革も必要ではないか。来年9月頃を最低目途に、新しい組織なり、どういうことをやるかの方針を出し、平成19年4月からは、もっと活気のある強力なものとして欲しい。
- ・地球温暖化防止の観点から環境問題が大きくクローズアップされている中で、グリーンふるさと振興機構の一番大きな目標に環境保全を掲げ、そのために観光や地場産業の振興、定住・交流の促進を行っていくという形にして欲しい。
- ・グリーンふるさと振興機構をどういう形で残すかということとあわせて、きちんとしたプロジェクトチームをつくり、それぞれの専門分野からの課題と全体の課題というところで、本当の意味での県北振興策を立てるべきである。
- ・県北の県有林・国有林に山桜を植えて全山ピンク色にしてみえというのが持論。ボランティアを募って行えば経費はかからず、全国から観光客がやってくる一大観光地ができる。
- ・限られた予算、人員で運営していくものであり、事業を特化させるのも結構だが、グリーンふるさと振興機構の事業として、県北振興のシンボリックなものを打出して欲しい。
- ・南北格差というばかりでなく、全県を一緒に発展させていく関連から、もっと県民から、全県的な視点での意見や知恵を出してもらう必要があると思う。
- ・私は県南に住んでいるが、県北地域の振興は県政の重要課題としてとらえ、対策をしっかりと進めていくべきと考える。
- ・振興機構の機能強化を図るのであれば、理事長は常勤化させて、しっかりとした指導力を発揮してもらう必要がある。
- ・この地域は高齢化率が非常に高いので、福祉の考え方が根底に無ければ地域振興策は片手落ちになるのではないかと思う。
- ・高齢者のみならず、若い方も活用して振興策を行ってもらいたい。
- ・広い県北地域の南北格差を是正するためには、5年で1億円の取り崩しと言わず5億

円くらい使った方がいい。

#### ○ (財)茨城県開発公社

- ・ 開発公社と土地開発公社のどちらかを廃止しなければ改革にはならない。土地開発公社は、県の派遣職員のほか、若干の嘱託職員がいるのみであり、思い切って一本化できるのではないか。(土地開発公社で再掲)
- ・ これだけの保有地を抱えるようになっていくことについて、きちんと改革、改善を求めたい。(土地開発公社で再掲)
- ・ 組織の統合効果を高めるといっても、統合を進めることによる職員の削減、事業の進捗など、ある程度数値的な効果を示して欲しい。
- ・ 保有土地の早期分譲について、数値目標を立てていかないとなかなか進展が見られないのではないか。(土地開発公社で再掲)
- ・ 開発公社の福祉施設部門やビル管理部門は切って、土地開発公社の土地部門と一本化するようなことはできないか。(土地開発公社で再掲)
- ・ 統合が法的に難しいということであれば、総務部門を一緒にするという事は聞いたが、思い切った組織、人員を減らして一本化する形が求められると思う。抜本的な組織替えも必要になってくると思う。(土地開発公社で再掲)
- ・ どうしても法人格が2つ必要ならば残してもいいが、人員は一緒にしてより少なくした上で倍の仕事をして、これだけの努力をするということを見せて欲しい。(土地開発公社で再掲)
- ・ 重要な政策決定は、単に公社だけが行っているわけではなく、県の責任として、県の重要な政策を決定する部門がきちんと反省をした上で、廃止なら廃止の決断をすべきである。(土地開発公社、住宅供給公社で再掲)
- ・ 誘致対象業種の拡大といっても、何でも受け入れるということになったら、茨城県の工業産地は産業廃棄物処理施設の受入団地になりかねない。地域振興、環境保全の観点からは、県が自ら歯止めをかけないと大変なことになってしまう。
- ・ 砂沼サンビーチやワープステーション江戸、いこいの村潤沼、鶉の岬といった福祉施設部門については、工業団地の販売などと性格が異なる。観光物産の観点で扱う分野ではないかと思うが、長期的にはそういうことも考えて欲しい。
- ・ 福祉施設というのは、どちらかといえばレジャー的要素があり、県がどこまで関与しているのかということ客観的に考える必要がある。
- ・ 福祉施設部門の赤字といっても工業団地にかかる利子相当額とは比較にならないほど少額である。砂沼サンビーチは地元を中心に子どもたちが楽しみにしており、どういう形で継続していくのかを考えるべきである。
- ・ 砂沼サンビーチについて、あまり経費をかけないで数字だけを見て、利用者数が減ったから、財政が厳しいからやめようというのは短絡過ぎるのではないか。
- ・ 砂沼サンビーチについては、大規模修繕が必要とのことであるが、整備しないまま、民間、他団体に委託しようとしても引き受け手がないと思う。開発公社で存続するの

か、それなりの整備をして他団体に引き継ぐのか、ここ1、2年の間に、早急に決定していく必要がある。

- ・ワープステーション江戸について、最終的にはフィルムコミッションの集大成のような形で整備され、見学者も多くなればより付加価値が高まると思う。観光客や定住者が増えるなど、茨城の魅力が高まれば、大きな役割になると思う。
- ・ワープステーション江戸については、きちんとしたコンセプトと、プロデュース的なことができる仕掛け人を民間に求めていくべきではないか。
- ・ワープステーション江戸について、映像関連会社から受託の話などもあるのであれば、そちらを進めるべき。ノウハウを持った映画会社なりに委託、売却をして、行政としての役割は地域振興の部分でどういう役割が果たされていくかということを考えるのが本当の改革と思う。
- ・民間事業と競合し、赤字にもかかわらず事業を存続している宿泊施設やプールなどは、民間移譲に努力し、不可能ならば廃止の方向性を早急に打ち出すべきである。
- ・大ロットでの公共的利用のため、保有土地処分の弾力的運用の努力をすべきである。
- ・県だけでなく市町村も加えて、企業に喜んでいただけるような優遇策、茨城らしさを検討してほしい。

#### ○ 鹿島都市開発(株)

- ・経営改善による人員削減でサービスが低下するといった悪循環は避けなければならない。
- ・施設管理部門等の委託業務が、入札、指定管理者制度の導入で競争原理が導入されていくと、従来どおりにいなくなる。その認識をきちっともう1回持たないと、なかなか今後、受託事業は厳しいのかと思う。
- ・プロパー職員が辞め、給料減額、ボーナスカットも行われている一方で、OBを含め、県職員が派遣されていることについては、速やかに改善すべきである。
- ・巨額の県の貸付金について、会社が償還できなくなってから手を打つよりも、いくらかでも損失を少なくするなり、無駄をなくしていくためには、早い内に、償還免除等の決断を下すべきである。
- ・2つのホテルを抱えて今後どうして行くかについては、地域、自治体の声を十分に聞くというのが方策にあってもいいのではないか。
- ・鹿島都市開発程度の会社で、会長、社長と必要か。大変厳しい状況だから、会長はいらない、社長が一人でやるというぐらいのことでないと理解は得られない。  
県職員OBが役員をやっていることも問題である。
- ・役員等の人的関与について、まず県のOB及び現職を減らして、それからプロパー職員を削減する方向で行くべきだと思う。
- ・県庁に来て若い人たちを結婚させ、結婚式はセントラルホテルでという営業をしないと。突飛なことにも取り組んでいただきたい。
- ・普通の会社以上に、徹底したコスト削減に取り組まなければならない。

- ・会社として県から独立しているなら、独立しているように責任を持って頑張ってほしい。
- ・6月半ばで7月のイベントに対して予約が無いという状態は理解できない。PRが不足しているように感じる。

#### ○ (株)ひたちなか都市開発

- ・土地開発公社から土地を賃借，転貸していることは適正な取引とは言いがたい，複合ビルの白紙撤回，役割を終えた会社に該当するとの意見があるが，もっともと思う。
- ・ひたちなか地区開発の今後の見通しも含め，非常に厳しい状況の中で，新たな開発投資はどうかということも検討課題になる。ひたちなか都市開発を廃止することが，新たな投資をやめるということにつながっていけば，今後の見通しの中での一つのきっかけになる。
- ・巨大ショッピングセンターのひたちなか地区への立地は，大変な事態を生じさせる。巨大ショッピングセンターの誘致などはむしろやめた方がいい。
- ・茨城港湾株式会社と合併し，一つの会社経営になって何を生み出せるのか，疑問は残る。

#### ○ 茨城県土地開発公社

- ・開発公社と土地開発公社のどちらかを廃止しなければ改革にはならない。土地開発公社は，県の派遣職員のほか，若干の嘱託職員がいるのみであり，思い切って一本化できるのではないか。(再掲)
- ・これだけの保有地を抱えるようになっていくことについて，きちんと改革，改善を求めたい。(再掲)
- ・組織の統合効果を高めるといえるが，統合を進めることによる職員の削減，事業の進捗など，ある程度数値的な効果を示して欲しい。(再掲)
- ・保有土地の早期分譲について，数値目標を立てていかないとなかなか進展が見られないのではないか。(再掲)
- ・開発公社の福祉施設部門やビル管理部門は切って，土地開発公社の土地部門と一本化するようなことはできないか。(再掲)
- ・統合が法的に難しいということであれば，総務部門を一緒にするという事は聞いたが，思い切った組織，人員を減らして一本化する形が求められると思う。抜本的な組織替えも必要になってくると思う。(再掲)
- ・どうしても法人格が2つ必要ならば残してもいいが，人員は一緒にしてより少なくした上で倍の仕事をして，これだけの努力をするということを見せて欲しい。(再掲)
- ・重要な政策決定は，単に公社だけが行っているわけではなく，県の責任として，県の重要な政策を決定する部門がきちんと反省をした上で，廃止なら廃止の決断をすべきである。(再掲)

- ・いろいろな目標を掲げてそれを達成しても、おそらく財政投入は免れられないと思う。説明責任によって、きちんと財政投入でも何でも理解が得られる手法を確立、今後の経営方針にも盛り込みながら、なるべくは税金の投入等がない形で処分をして欲しい。
- ・なぜ負債を抱えてしまったのかというようなところも明らかにし、今後の教訓としていくべきと思う。
- ・土地開発公社の先行用地取得、代替地取得は、本来県がやるべきものと思う。
- ・膨大な金利を県が負担しなければならないとすれば、1年延ばしにしていくと莫大な金額になってしまう。
- ・全国的に土地開発公社の経営が悪化している状況の原因の一部に、しかるべき段階で方針転換をしなかった国の責任もあると思う。国に対して、土地開発公社の健全化に向けた支援策を求めていくことも必要である。
- ・公社に県費投入することは、住宅供給公社と同様、金融機関と厳しい交渉を実施し、県民への説明責任を果たす必要がある。

#### ○ 茨城県住宅供給公社

- ・重要な政策決定は、単に公社だけが行っているわけではなく、県の責任として、県の重要な政策を決定する部門がきちんと反省をした上で、廃止なら廃止の決断をすべきである。(再掲)
- ・保有土地の処分を5年から10年で行うとのことであるが、今の知事の任期の4年以内とする位のことでやってもらった方が、県民もわかりやすく、議員としても理解しやすいと思う。
- ・5年から10年の間にできるだけ保有地を処分したいという方針であれば、今の状態の中でどう処分していくのかということの基本とすべき。新たな投資は、借金だけ増やして閉じるということになる。
- ・販売の努力をしている中で売れないというのは、価格に問題があったのではないかと思う。今後の処分に当たり、従来と同じ価格では全くうれないということになる。公平、公正に価格を設定して、皆が納得いくような金額で販売していかなければならないと思う。
- ・未造成団地の処分には10年程度を要する見込とのことであるが、10年経って売れなかったらどうするかが何もない。10年経ったら公社は廃止するんだと決めてかかる位の決意がないと終わらない。どの時点でそうやるかの計画をつくっておかなければならない。
- ・土地の処分に10年を要するとのことであるが、10年前に同じ議論があったにもかかわらず今日までにその結果が見えていないという中では、これからの10年の担保がとれない。同じ轍を踏むのではないかという不安がある。
- ・老朽化した市町村営住宅の公社保有地への建て替えのほか、土地の用途を住居専用に限らず、住宅地で周りに迷惑をかけない業種に門戸を開くなども検討しながら取り組んで欲しい。

- ・損失補償の額が増加しており、最終的に全て終わるときにどうなってしまうのかという不安がある。負債が増えることが問題であり、一番大事なものはスピードである。
- ・債務超過の処理を進めるにあたり、県民にこのような事態に立ち至った原因について明確な説明をすべきである。
- ・金融機関に対し債権の一部を放棄するよう強力に求めることも必要ではないか。
- ・ある程度見通しがたった時点で解散手続きを真剣に考えないと、更に債務超過が広がる危険がある。その見極めをしながら経営にあたっていただきたい
- ・債務超過は厳しく受け止めるべきだが、心が萎縮してしまわぬように、プライドを持って目標達成のために頑張っていただきたい。

### ○ 茨城県病院事業会計

- ・県立中央病院といっても、結局は地域病院と思う。その地域病院に何十億円もの公費を投入するのはおかしい。各地域で頑張っている医療関係者に補助金、助成金で交付した方が効率的である。
- ・県立病院の政策医療と言われるが、へき地対策、医師確保、医療の質の向上という意味で、果たす役割が大きいと思う。
- ・地方公営企業法を全部適用するとのことであるが、全国で給与の改正を行ったところは皆無であり、給与の改定がなければ意味がないと思う。できないということであれば、当然民間移行も視野に入れなければならないと思う。
- ・地方公営企業法の全部適用については、その成果がどれだけあげられるかということが求められる。さらに努力が必要であるとともに、長い時間はかけられないと思う。他の同程度の病院と比べて人件費が著しく高いという状況も含め、最終的に民間移行ということを経験したときに、政策医療の面は県として必要である。政策医療を残して、なおかつそれに対して補助金を出すということであれば、県民の納得も得られると思う。そういう説明責任が議会にも求められているものと思う。
- ・県立病院経営改善アクションプランに基づく取組みが行われている最中であり、県立病院の地方公営企業法全部適用は時期尚早である。
- ・老朽化している友部病院は、改築計画と経営改善を並行して、関係者の知恵と力を集めることが本当の改善策である。老朽化をそのままに繰入金だけを減らすのでは、新たな意欲につながらない。
- ・医療の要は救急医療である。医療従事者が全国最下位の中で、医療資源をどう機能的に使うかというのは救急であり、その要役に中央病院がならなければならない。
- ・公的病院の役割というものをもう一度改めて検証し、県民が必要とする医療については、予算を講じるべきである。一般診療、民間病院でもできるものは、積極的に民間に開放してもいいのではないか。
- ・中央病院は歳出の66%を人件費が占め、民間病院では50%を超えると赤信号と言われていること考えると、極めて異常と言わざるを得ない。
- ・県立病院は、地域でこれまで果たしてきた役割から政策医療、特殊医療に特化すべき

である。

- ・老朽化した友部病院の建て替えも喫緊の課題である。
- ・政策医療や特殊医療に対して期待をしているので、一般企業のような利潤追求を求め  
るわけではないが、ひずみがあった場合は直し、無駄は省いていただきたい。
- ・友部病院の建替えについて、中央病院と一緒にすると今後の精神医療の方向が薄まっ  
てくるのではないかと心配している。

#### ○ 茨城県競輪事業特別会計

- ・日本自転車振興会への交付金，公営企業金融公庫への納付金について，支出額を削減  
できるよう努力をお願いしたい。
- ・今後の厳しい状況の中で，廃止も含めた施設利用の転換というのも選択肢の1つであ  
ると思う。
- ・かつては基金積立をしていなかったが，現在19億6000万円を積立でているのは  
非常にいい。
- ・施設整備については，地元とよく話し合っ将来計画を立てるべきである。
- ・競輪場の施設の方向性としては，ダウンサイジングである。
- ・競輪場の従事員が急に仕事が無くなることのないように配慮していただきたい。

#### ○ 茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計

- ・一般会計から特別会計へ多くの財源を持ち出すようなことがあってはならない。
- ・終息も含め，終息をするならばその地域の振興をどうするのかという展望まできつち  
りと踏まえて，しっかりやっていただきたい。



(2) 参考人（有識者）意見

※第6回委員会における坂本和重氏（公認会計士・税理士）及び  
原中勝征氏（茨城県医師会長）の意見の抜粋

平成17年11月7日

県出資団体等の課題・問題点・改善策について

公認会計士・税理士 坂本和重

第1 一般的事項について

- 1 第三セクター（県が出資又は出えんを行っている民法法人及び商法法人）が担うべき事業
  - ★ 県の出資団体等が実施している事業について、①社会的便益が広く地域にもたらされる事業 ②事業収益を地域社会に帰属させることが望ましい事業 ③民間資本を中心とする事業であるが、地域振興、県民福祉の向上等の観点から県が出資を行う必要があると認められる事業 に該当しているかを検討することが必要です。
  - ★ 併せて事業の必要性、公共性、採算性等その意義及び行政関与の必要性等がチェック・ポイントになります。
- 2 公的支援のあり方
  - ★ 問題がある第三セクターの場合は、独立した事業主体であるとの認識、自助努力の観点が希薄なケースが多くみられます。
  - ★ 公的支援は限定的であるべきであり、赤字補填を目的とする支援は行うべきではありません。支援形態を変えての実質赤字補填に注意する必要があります。
- 3 点検評価
  - ★ 経営状況についての評価に行政上の判断を加えて、今後の方向性を決定することになります。行政上の判断には、客観性・専門性・公平性・透明性等の確保が必要です。
- 4 経営悪化時における速やかな対応
  - ★ 問題を先送りしないという決断が求められます。
  - ★ とすると行政上の判断が、組織存続へと向かう可能性があり、注意が必要です。

## 5 経営改善を実施する場合の留意点

- ★ 役職員数、給与の見直しが先送りされる傾向が強く見受けられます。背景には、給与水準・待遇は県と同等でなければならないとの理解があるようです。
- ★ 抜本的改革の実施には、必ず痛みを伴うものですが避けて通ることはできないと考えます。

## 6 経営の改善が極めて困難とされる場合の留意点

- ★ 県は、現に経営の改善が極めて困難と思われる第三セクターに対して多額の損失補償をしております。他方において県の財政も厳しい状況にあることから、最終的決断をし難い状況にあります。しかし、対象となる第三セクターの問題を先送りすることが許される状況ではなく、なってきたことから、政治的決断をすみやかに行っていただく必要があると考えます。
- ★ 設立の目的を達成した第三セクター、他の団体と類似の業務を行う第三セクター、社会経済情勢の変化から設立当初の目的たる事業の実施・継続が困難な第三セクター、市町村合併を受けてその地域との役割分担の全面的見直しが必要な第三セクター等についても、統廃合を検討することが必要と考えます。

## 第2 県出資団体等の課題と問題点について

### 1 給与等に関連して

出資団体等は、当然のことであるが県と別人格であり、独立した事業主体である。出資団体等の経営状況が悪い場合には、給与等の人件費問題に対しても、県は強い指導を行うべきである。また、当事者である出資団体等の長（責任者・役員）には、正面から問題解決に取り組む強い姿勢が求められる。出資団体等の長の任期が比較的短いことに起因して、問題を先送りすることは許されない。

### 2 県機能の補完性・代替性に関連して

一定の条件を満たす場合には、守秘性・公益性が高い事業を随意契約により出資団体等に委託することは容認しうるものである。しかし、随意契約の場合には、委託料の決定に対して全く競争原理が機能していないことから、特段の配慮が必要である。すなわち、随意契約により業務を受託した出資法人等に多額の利益が計上され、法人税等として社外流出している場合、その利益の源泉を分析し、県からの委託事業から形成されたものである場合には、その出資団体等の存続に必要以上の利益を付与することになり経済的合理性に欠ける。委

託料の算出基準の見直し、前払い方式から概算払い方式への変更等を考慮すべきである。そして、これにより節減された財源を県は有効活用すべきである。

### 3 業績に関連して

ややもすると出資団体等に対する経営改善策が単なる数値合わせになってしまっている場合がある。出資団体等の利益については、その設立目的に沿ったものから生み出されていることが重要である。他の出資団体等の受託業務の移管を受けての利益計上は、単なる利益の付け替えに過ぎず、また、見方を変えれば県からの委託料が過大であったがために利益が計上されたとも考えられる。さらに、過去の経緯があつたにしても出資団体等における利益の付け替えは、厳に慎むべきである。特に利益を享受している出資団体等においては経営に対する危機感が希薄となり、他方業績が極めて悪化している出資団体等においてもその利益移転を是正しようとする意思は希薄となっている。各出資団体等の業績は、当然のことであるがその出資団体等の真の実力を示すもの、自助努力により形成されたものでなければならない。

### 4 県派遣職員に関連して

県からの派遣職員が高い割合を占める出資団体等については、団体の存在目的、団体運営の経済性・効率性を検討することが必要である。厳しい定数管理のもとで県職員数の削減が実施されている中で、大勢の県職員を派遣して、県とは別人格である出資団体等の業務を遂行することの適格性・妥当性を考えることが必要である。また、組織が脆弱な出資団体等については、一義的には出資団体等の自助努力により自立性を高めることが必要であり、県の必要以上の関与は見直すべきである。組織としての自立性を確立できない出資団体等については、他の類似する出資団体等との統合を検討すべきである。

### 5 出資団体等の設立目的と存続期間に関連して

出資団体等を設立した時の社会経済情勢と現状が大きく変化することは、当然にあり得ることである。この場合、出資団体等の設立目的は、既に終えたと判断できる。当該出資団体等が、団体存続のためにのみ存在することは、合理性を有することではない。当該出資団体等が、県等の派遣者と少数の臨時職員・嘱託職員で構成されている場合、また、少数のプロパーの職員（転職が比較的容易な世代が中心）で構成されている場合等については、存続期間が満了をむかえたものとして解散を検討することも必要と考える。また、県の出資団体等が社会経済情勢の変化に対応するため、あるいは団体の存続を図るために目的を変更する場合は、県民の福祉の向上に役立つ、高い公共性・公益性を有するものであることが必要である。

### 6 指定管理者制度の導入に関連して

指定管理者の募集は終了し、今後結果が明らかになってくる。価格競争力に

においては民間事業者が有利と思われるが、運営ノウハウという観点では県の出資団体等が有利である。総合的評価の結果、県の出資団体等が継続して施設の管理を受諾できた場合であっても、対民間事業者との価格競争面においても十分に対応できる体制整備への経営努力が必要である。

### 第3 精査団体に係る課題並びに改善策

#### 1 財団法人グリーンふるさと振興機構

- ・ あくまでも私見であるが、当該出資団体等を分類すると社会経済情勢の変化を受けて、その役割を終えた団体に分類することが妥当と考える。
- ・ したがって、一義的には団体を解散し、その残余財産を県に寄附することが相当であるが、合併後の市町の要望等を取り入れ、また、県の行政的判断を加えて、新たな公共的・公益的目的をもった財団法人とすることもあり得ると考える。
- ・ ただし、県が中心となっている現状の組織体系を継続することは好ましくないと考える。県北西部の活性化を担う主体は、あくまでも同エリアの市町であり、当該市町の協力と努力なくしては事業の成果は得られないことから、県の人的貢献はあくまでも従たる立場であるべきと考える。
- ・ なお、同団体が現状実施している事業内容は、広範囲にわたっている。他の出資団体等の実施事業と関係を有するものは、その効率性と効果を勘案して移管を実施すべきである。

#### 2 株式会社ひたちなか都市開発

- ・ あくまでも私見であるが、同社は社会経済情勢の変化からその設立目的たる事業が実施困難なことから、その役割を終えた会社に該当することになる。
- ・ したがって、一義的には同社は解散をすることになるが、港湾事業は茨城港湾㈱との関連性を有し、また、㈱ひたちなかテクノセンターとは株主構成も比較的類似している。設立目的は異なるものの茨城港湾㈱と㈱ひたちなかテクノセンターの事業目的を追加して、同社の業務を移管して、統廃合を行うことも可能と考える。
- ・ 関係する会社の株主の理解と協力を得ることが必要であるが、統廃合を検討すべきと考える。

#### 3 鹿島都市開発株式会社

- ・ 同社の経営改善に対する取組み姿勢は、内容・スピード等十分なものとはいえず、危機感が希薄といわざるを得ない。
- ・ 県からの 111 億円という多額の無利息融資を支障なく償還する責務を負っていることを考えると経営責任者の強力なリーダーシップのもとでの大胆な改善・改革が必要である。
- ・ 自助努力での改善が図れない場合、速やかな改善が図られない場合には、ホテル部門を切り離して外部に運営委託するなど大胆な改革を断行すべきと考える。
- ・ その意味でも多くの問題を抱えるホテル部門については、外部の専門家等の診断を受けて、運営方法から抜本的に見直すことが必要と考える。
- ・ 土合の土地については、路線価に対して現在も含み益を有しているとして販売価格の見直しが実施されていない。しかし、土地が売れていないということは、社会経済情勢の影響はあるにしても魅力ある販売価格でないことも一因と考えられる。価格の見直し、付加価値の付与等を行って早期の完売を図る必要がある。
- ・ 事業のスリム化を実施し、最終的には不動産管理をメイン業務とし、副次的に地域の活性化等へ貢献する業務を実施する会社に位置づけることも一つの方策である。

#### 4 財団法人茨城県開発公社

- ・ 土地開発事業については、リース方式は長期的な観点から損益・収支の状況を検討し、借入金の返済原資たり得るかを検討して施すことが必要である。基本は、土地の早期分譲であり、現状の販売促進のための諸施策の拡充を図り、企業誘致に努めることは当然であるが、時価の趨勢によっては分譲価格の見直しを含め大胆な対応が求められる。
- ・ その場合、借入金返済の財源が当然に不足するため、県は損失補償に備えるための何らかの引当を検討せざるを得ないと考える。
- ・ 同団体は、県とは独立した事業主体であり、自律性ある判断を行うことが必要である。

#### 5 茨城県土地開発公社

- ・ 同団体の所有する代替地に対する近隣の市町の公共的事業への需要を発掘しての処分を検討するとともに、近隣の開発状況及び社会経済情勢の変化等に注意して、民間事業者等への売却処

分を鋭意実施することが必要と考える。したがって、需要発掘・販売促進のための強力な諸施策を実施することが必要である。

- ・ 同団体は県とは独立した事業主体であり、自主事業から生じた損失の処理責任は同団体にあることを認識させることが必要であり、同団体の意識改革を進めることも重要である。
- ・ 県は、代替地処分に伴って発生する財政的支援への対応を検討する。

## 6 茨城県住宅供給公社

- ① 同団体は、その役割をすでに終えたと認識される団体であり、これまでも各種の検討が実施され尽くされている。
- ② 住宅・宅地の分譲事業、ケア付き高齢者賃貸事業、特定優良賃貸住宅事業のいずれも赤字を計上している。
- ③ 減損会計の影響額次第では、更なる厳しい経営状況になる。
- ④ 同団体は、住宅・宅地の分譲事業については、販売促進策を実施することにより一区画でも多く販売し、ケア付き高齢者賃貸事業及び特定優良賃貸住宅事業については、入居率のアップを図り、経費の削減を実施していくことが喫緊の課題である。
- ⑤ 問題を先送りすることなく、政治的決断を行わなければならない。

## 茨城県議会「県出資団体等調査特別委員会」意見内容

茨城県医師会長 原中勝征

### 1 公立病院の生き立ちと役割と民間医療機関の役割

日赤、済生会と協同病院

国立病院

社会保険病院、労災病院その他

民間に医療機関への業務委譲

### 2 日本の医療経済と今後の見通し

我が国の医療コストの問題点

技術料、レセプトの分析、薬価、材料費、社会保険庁、

医療費の自己負担率 医療の安全と職員の数

少子高齢化と老人医療費

GDP（国民総生産）と医療費

### 3 茨城県立病院の問題点

イ) 存在意義と実行状況

民間医療機関との違い

現状分析（救急医療、高度医療、結核対策、僻地医療、広域性その他）

本来の民間医療のできない政策医療が実行できるのか

ロ) 職員数の適正化

ハ) 給与体制

ニ) 県保健福祉部職員並びに県当局のなれ合い放漫の継続

労働組合との真摯な交渉の欠如

ホ) 今後の方策

県立病院の使命を果たすこと。そのために職員の意識改革をおこなうこと。地方企業法の全適を採用することとなったが、全国で給与の改正を行ったところは皆無である。官僚は改革をせず相変わらず事なかれ主義の態度である。

a) 当県で本当に改革を実施する決意であれば、当面保険法に基づく看護師定員に近づかせること。勸奨退職者の募集を募ること。

医療保険法上の定員の2割多い定員数としても

(中央病院現員355名、医療保険法142名)

(友部病院現員202名、医療保険法74名)

中央病院で185名、友部病院で113名多いことになる。

b) 職員数を減らした上で本来あるべき給与表に戻すか、3割程度の賃

金カットを行うこと。

c) 手当の見直し、休日を組み入れた勤務表の改正。

この a)、b)、c) ができれば年間 25～30 億円が節約できる。

もしできなければ民営化を明確に謳わなければ解決しない。

友部病院は入所者の複雑な合併症を解決する意味でも中央病院に隣接し必要不可欠な病床数(約 200 床)にすべきである。

こども病院の病床数 100 床、及び外来数に比し 14 億円の投入は多いように思われる。民間医療機関は補助金なしで救急業務を行っていることを思うとき、我が県は民間活力を利用していない傾向がある。

d) 民間移行について引き受けが見つからないとか政策医療分野が失われるとの意見があるが決して不可能ではない。福岡県立病院や国立病院売却の例がある。

へ) 組合対策

今まで組合を意識して改革を遅らせてきた。一概に働いている人たちに責任があるとは言いきれない。しかし、このままでは今後さらに医療費が下がり、入院日数の短期化が進めば赤字額がさらに急速に増額するであろう。改革努力目標値を定め新たな改革委員会で目標達成できない場合は民営化をする事を職員に説明納得させる努力が必要で、もし、理由なく現状維持を主張するときには議会が行政を支援する事が必要である。

その他

我が県は他県たとえば隣の福島県と比べても公的病院が多い。

市立、組合立あるいは協同病院にしてもますます経営が悪化する運命にあり、2 次医療圏策定に当たり地域医療機関を無視して公的病院を作ったことは市町にとっても大変な重荷になることと危惧している。

また、分散したがんセンターは一般総合病院のガン治療とどこが違うのか補助金の有効性にも問題がある。ペットの様な高額医療器が本県に 4 台も必要なのもう一度検証する必要があると思われます。